

第3章

計画の基本的な考え方と 目標実現のための施策

1

基本理念

国では子ども・若者の意見を尊重し、子ども・若者の最善の利益を考え、子どもに関する取組・政策を社会のまんなかに据える「子どもまんなか社会」の実現に向けて、子ども基本法の着実な施行を進めています。子ども基本法においての基本理念には「すべての子どもが大切にされ、基本的な人権が守られ、差別されないこと」のほか6つの項目が示されており、子ども施策の基本的な方針等を子ども大綱において定めています。

令和7年3月に策定する第6次総合計画 後期基本計画では、重点的に取り組む課題として「子どもを中心としたまちづくり」を掲げています。これは、子どもたちの健やかな育ちをみんなで支えることで、あらゆる世代の定住・流入や雇用・産業の創出を促し、まちの元気を生み出すことを目指すことから位置付けています。

こうした情勢等を踏まえ、市では、年齢や家庭環境、障害の有無など個人が置かれている状況にかかわらず、すべての子どもや若者が、個性や多様性を尊重され、自分らしく一人ひとりが思う幸福な生活ができるよう、地域全体で支えていくことを目指すものとして、基本理念を以下のように設定しました。

**すべての子ども・若者が尊重され
一人ひとりが幸せを感じるまち ところざわ**

2

基本的な視点

基本理念に基づき施策を展開していくに当たり、留意すべき基本的な視点として、以下の7点を位置づけました。

① こども・若者の最善の利益を尊重する視点

子ども・若者を権利の主体として尊重し、すべての子ども・若者の尊厳が確保され、健やかに育つために、その幸せを第一に考え、子ども・若者の利益が最大限に尊重されるように、子ども・若者の視点から支援していきます。

② こども・若者の意見を尊重する視点

すべての子ども・若者が自らの意見を形成し表明し、自立した個人として自己を確立できるように、子ども・若者の意見を尊重する視点から支援していきます。

③若い世代の視点

多様な価値観・考え方を尊重することを前提に、社会の中でたくましく生きていくための様々な力や豊かな人間性を培い、若い世代の生活の基盤の安定を図るとともに、それぞれの希望に応じて結婚、子育てを実現できるよう、若い世代の視点から支援していきます。

④子育て家庭の視点

各家庭が妊娠・出産から育児まで切れ目なく安心して子育てに取り組み、子育てを通じて保護者と子どもがともに学び合い、保護者が子育ての楽しさ・大切さを知り、子育てに伴う喜びを実感することができるよう、また、仕事と生活の調和を実現し充実した子育てができるよう、子育て家庭の視点から支援していきます。

⑤すべての子どもの家庭環境の視点

子どもの将来が生まれ育った環境によって左右されることなく、どのような家庭環境や境遇にある子どもたちでも、健やかに成長していくとともに、子育ての孤立化などの問題から解放されるよう、すべての子どもの家庭環境の視点から支援していきます。

⑥地域社会全体の仕組みづくりの視点

すべての市民が子どもたちの幸せを願い、協力し合える地域社会全体の仕組みづくりを目指して、家庭、教育・保育の事業者、企業、学校、行政など、様々な担い手が協働して「人とのつながり（絆）」、「地域とのつながり（絆）」を築きながら子育てを支援していきます。また、子育てに関する活動を行うNPO（非営利団体）や子ども会、自治会をはじめとする地域活動団体などの地域の様々な社会的資源を効果的に活用できるよう、地域社会全体の視点から支援していきます。

⑦事業の量的な確保と質の向上の視点

教育・保育の事業や様々な地域子育て支援事業については、利用者が安心して利用できるよう、適切な事業の供給量の確保と、教育者・保育者的人材育成など、子どもたちが健全に成長するための事業の質の向上が重要となります。各種の事業の量的な確保と質の向上という視点から支援していきます。

3

基本目標

基本理念の達成に向けて、次の4つの基本目標を定めます。

基本目標1 ライフステージに応じた切れ目ない支援

子どもが健やかに成長し、社会でたくましく生きる力を育むために、乳幼児期から学童期、思春期、青年期にかけて自発的に学び、考えることのできる教育環境の整備や、家庭、地域、学校など様々な場所で多様な経験ができる機会の提供を関係機関と連携を図りながら進めます。

◆施策の方向

- | | |
|-------------------|-----------|
| 1 ライフステージを通じた支援 | 4 学童期～思春期 |
| 2 こどもの誕生前から乳幼児期まで | 5 思春期～青年期 |
| 3 乳幼児期～学童期 | |

基本目標2 子育て当事者への支援

「子育て」が男女ともにこどもの誕生前から始まり、大人になるまで続くという認識のもと、すべての子育て家庭が安心して妊娠・出産・育児ができるよう、ライフステージを通じて切れ目のない支援の充実を図ります。また、子育て当事者が自分らしく仕事と育児の両立をすることができ、子育てが楽しいと思える環境づくりを進めます。

◆施策の方向

- | | |
|-----------------|-----------------|
| 1 すべての子育て家庭への支援 | 3 地域の子育て支援事業の充実 |
| 2 就労と子育ての両立支援 | |

基本目標3 特に支援を要するこども・家庭への支援

ひとり親家庭等や障害のあるこどもやその家族など、特に支援を要するすべてのこども・若者・子育て当事者が安定した生活を送れるよう、経済的支援や福祉サービス等の充実を図ります。また、悩みや問題を抱えるこども・若者に寄り添い、安心して相談や支援を求めることができるよう、体制の充実を図ります。

◆施策の方向

- | | |
|---------------|------------------|
| 1 こどもの貧困対策 | 4 ヤングケアラーへの支援 |
| 2 児童虐待対策 | 5 障害などのあるこどもへの支援 |
| 3 ひとり親家庭等への支援 | |

基本目標4 こども・若者の育成支援

次代を担うこども・若者が健やかに成長し、家庭環境や抱える困難によって将来の選択肢を狭めることなく、自ら選択をしてチャレンジできるよう、関係機関や地域と連携して一体となって支援を進めます。

◆施策の方向

- | | |
|-----------|--------------|
| 1 若者の自立支援 | 2 若者の社会参画の促進 |
|-----------|--------------|

4

施策の体系

基本理念

基本的な視点

基本目標

すべてのこども・若者が尊重され
一人ひとりが幸せを感じるまちとじゅざわ

- 1 こども・若者の最善の利益を尊重する視点
- 2 こども・若者の意見を尊重する視点
- 3 若い世代の視点
- 4 子育て家庭の視点
- 5 すべての子どもの家庭環境の視点
- 6 地域社会全体の仕組みづくりの視点
- 7 事業の量的な確保と質の向上の視点

**基本目標 1
ライフステージに応じた
切れ目ない支援**

**基本目標 2
子育て当事者への支援**

**基本目標 3
特に支援を要する
こども・家庭への支援
【子どもの貧困対策計画】**

**基本目標 4
こども・若者の育成支援
【子ども・若者計画】**

施策の方向

今後の取組

1 ライステージを通じた支援

- 1 豊かな心と健やかな身体の育成
- 2 社会性と生きる力の育成
- 3 食育の推進
- 4 地域での交流機会の拡大
- 5 非行防止対策の推進
- 6 地域の安全対策の充実
- 7 環境学習の推進

2 こどもの誕生前から乳幼児期まで

- 1 母子保健事業の充実
- 2 豊かな心と健やかな身体の育成
- 3 乳幼児・小児医療の充実
- 4 教育・保育の量的・質的整備
- 5 子育て支援事業の向上
- 6 幼保小の連携強化

3 乳幼児期～学童期

- 1 学ぶ力の向上、人的配置の充実
- 2 放課後児童対策の充実
- 3 いじめ・不登校などへの取組の充実
- 4 こどもたちの安全で安心な居場所づくり

4 学童期～思春期

- 1 思春期の悩みや不安へのサポート

1 すべての子育て家庭への支援

- 1 健全な家庭づくり
- 2 子育て情報の提供・相談事業の充実
- 3 経済的支援の充実

2 就労と子育ての両立支援

- 1 子育て支援体制の充実
- 2 ワーク・ライフ・バランスの推進

3 地域の子育て支援事業の充実

- 1 地域の体制づくり
- 2 子育てバリアフリーの推進

1 こどもの貧困対策

- 1 生活支援の充実
- 2 こどもの保護者の就労支援
- 3 経済的支援

2 児童虐待対策

- 1 児童虐待の防止対策

3 ひとり親家庭等への支援

- 1 ひとり親家庭等への支援

4 ヤングケアラーへの支援

- 1 ヤングケアラー支援の普及啓発と理解促進
- 2 ヤングケアラーの早期発見・相談支援の充実

5 障害などのあるこどもへの支援

- 1 配慮の必要なこどもたちへの教育支援の充実
- 2 障害児通所支援の充実
- 3 支援体制の確保

1 若者の自立支援

- 1 就労支援の充実
- 2 相談体制の充実
- 3 困難を抱える若者への支援

2 若者の社会参画の促進

- 1 若者の居場所の提供
- 2 社会参加の促進

5

ライフステージ別事業一覧

	妊娠・出産期	乳幼児期（0～6歳）
相談支援・子育て支援	ところっこ子育てサポート事業【P87】 妊婦等包括相談支援事業【P88】 母子健康教育・相談事業【P88】	訪問指導事業【P88】 乳児家庭全戸訪問事業【P88】 産後ケア事業【P88】 乳幼児健康診査【P88】 母子栄養指導事業【P84】 乳幼児発育・発達相談事業【P91】 ところっこ親子で楽しむ運動あそび【P91】 ところっこ親子ふれあい絵本事業【P104】 地域子育て支援拠点事業【P104】
経済的支援	子育て短期支援事業【P114】・養育支援訪問事業【P116】・児童家庭相談事業【P117】・ひとり親家庭等から 妊婦支援給付金事業【P107】 産前産後及び未就学児に係る国民健康保険税の軽減措置【P108】 出産育児一時金【P108】	子育てのための施設等利用給付事業【P107】 子ども医療費助成【P107】 児童手当【P107】 児童扶養手当【P114】 子ども・子育て支援に係る実費徴収助成事業【P115】
子育て・若者育成支援の環境整備	妊産婦健康診査等助成事業【P87】 不妊検査費等助成事業【P89】	教育・保育施設等整備事業【P92】 一般型／幼稚園型一時預かり事業【P93】 時間外保育事業【P94】 病児・病後児保育事業【P93】 未熟児養育医療給付【P92】
居場所支援	こども食堂等への支援【P100】 児童館運営事業【P100】 居場所に関する情報提供【P128】	ファミリーサポートセンター事業【P109】・緊急 松原学園・かしの木学園運営事業【P123】 障害児通所支援事業【P123】

※本計画の掲載事業のうち代表的な事業を整理したものであり、全ての事業を網羅しているものではありません。
※上記図はイメージです。事業の詳細は担当課にお問い合わせください。

■ 基本目標1 ライフステージに応じた切れ目ない支援
 ■ 基本目標2 子育て当事者への支援

■ 基本目標3 特に支援を要するこども・家庭への支援
 ■ 基本目標4 こども・若者の育成支援

学童期（6～12歳）	思春期		青年期（18歳以上）
	12～15歳	16～18歳	
健やか輝き支援事業【P99】 教育相談事業【P99】 いじめ未然防止対策事業【P99】 誰一人取り残されない不登校児童生徒学習支援事業【P99】 相談体制の充実【P103】			
の相談【P118】・子育て世帯ホームヘルプ事業【P120】			
		思春期こころの健康相談【P126】	
小中学校給食費補助事業【P108】			
就学援助（小・中学校）【P115】		育英奨学金・ 遺児奨学金【P114】 入学準備金貸付 【P115】	
学習支援員配置事業【P96】 特色ある学校づくり支援事業【P96】 トコろん学力向上プロジェクト事業【P96】 「トコろんのびのび塾」算数基礎学力向上プロジェクト事業【P96】 放課後児童健全育成事業【P98】 放課後支援事業「ほうかごところ」【P98】			
サポート事業【P109】 コミュニティ・スクール導入事業【P112】 特別支援教育支援員等配置事業【P121】			
発達障害児アウトリーチ支援事業【P124】 平和推進事業【P129】		国際交流推進事業 【P129】	就業支援事業【P125】 SAITAMA出会いサポート事業【P126】 精神障害者アウトリーチ支援事業【P127】
トコろん自習室開設事業【P100】	中高生タイム【P128】		
		音楽のあるまちづくり推進事業【P128】 中心市街地商業活性化事業【P129】 中高生の居場所支援【P128】	

6

目標実現のための施策

基本目標 1

ライフステージに応じた切れ目ない支援

施策の方向1 ライフステージを通じた支援

子どもが大人として自分らしく社会生活を送るようになる日まで、それぞれのライフステージにおいて必要な支援を受けながら様々な学びや体験を通じて成長していきます。その過程において各ライフステージ特有の課題だけではなく、ライフステージ全体を通して対応すべき共通した課題があるという認識を持つことが重要です。

子ども・若者の豊かで健やかな成長を支援するために、ライフステージを通じて地域全体で様々な面から課題解決に取り組む必要があります。

今後の取組

①豊かな心と健やかな身体の育成

関係機関や地域との連携強化を図りながら、幅広い年代に心身ともに健やかな成長を促すための機会を創出し、その事業内容の充実に取り組みます。

②社会性と生きる力の育成

子ども・若者の健やかな成長に欠かせない体験の機会を提供し、その経験を通じて思いやりや社会的スキルを身に着けられるように支援します。

③食育の推進

学校給食の普及・充実を図ることで、子どもに対して食に関する正しい知識や食の大切さを啓発し、食文化の伝承や地産地消の推進に取り組みます。また、保護者には学校や市内農家、民間事業者等と連携を図ることで、子どもの成長に必要な食に関する知識の定着を促します。

④地域での交流機会の拡大

子どもや保護者同士の交流、体験の機会を充実するとともに、必要な人に向けて広く届くように周知の強化や、地域団体等との連携を図ります。

⑤非行防止対策の推進

地域の関係機関・団体等との連携や体制構築を強化し、地域ぐるみで子ども・若者の非行防止に取り組みます。

⑥地域の安全対策の充実

子ども・若者が非常時の際に自分と他者の安全を守ることができるように、交通安全や防犯対策に関する学習の場を設け、地域全体で防犯意識を高めます。

⑦環境学習の推進

持続可能な社会を目指すために、子ども・若者やその保護者の一人ひとりが環境に興味を持ち、その保全の取組に主体的に関わってもらえるよう、環境学習や体験機会の提供、環境配慮に関する啓発事業を推進します。

主な取組事業

【表の見方】

- 市が行う主な取組事業をご紹介しています。
- 「番号」欄は通し番号で附番しています。
- 複数の区分に該当する事業は重複掲載しており、重複掲載か所に【再掲】と表示しています。

①豊かな心と健やかな身体の育成

番号	事業名	事業内容	担当課
1	音楽のあるまちづくり推進事業	市民や所沢市を訪れるあらゆる世代の方々に、音楽を演奏する機会、聴く機会を常に身近なものとして定着させ、豊かな音楽文化が持続的に発展できるよう取り組んでいく。プロ、アマを問わず音楽を通じた交流や音楽環境の活性化を図る。	文化芸術振興課
2	青少年育成所沢市民会議交付金事業	本市の青少年健全育成に係る中心的役割を担う青少年育成所沢市民会議に対して交付金を交付し、各種スポーツ大会（野球、サッカー、三道、バスケットボール、卓球）の開催やふるさと意識の醸成に資する「所沢郷土かるた」を用いた事業を実施する。	青少年課
3	所沢こどもルネサンス開催支援事業	こどもたちの豊かな感性や表現力を養うための音楽・演劇・文学など様々な分野の体験活動を行う所沢こどもルネサンス事業の各事業が円滑かつ充実するよう支援する。	社会教育課
4	所沢シティマラソン大会開催事業	世代や性別を問わず誰でも気軽に参加できるスポーツイベントとして所沢シティマラソン大会を開催し、こどもたちがスポーツにふれる機会の提供を行う。	スポーツ振興課
5	ところざわアスレチックフェスティバル事業	公認記録も取れる大会として、陸上競技を通じた生涯スポーツの普及及び陸上競技に興味を持つもらうことを目的に市民参加型のイベントとして位置づけ、早稲田大学、所沢市陸上競技協会と連携して実施する。	スポーツ振興課

番号	事業名	事業内容	担当課
6	子どもの読書活動推進事業	子ども向け事業、学校との連携事業等を実施し、利用の拡大を図ることにより、子どもたちが読書の楽しみを知り、自主的に読書活動を行うことができるようとする。	所沢図書館

②社会性と生きる力の育成

番号	事業名	事業内容	担当課
7	青少年団体活動助成事業	こどもたちが異年齢の集団の中で、自然体験・社会体験などの様々な体験活動ができるよう、地域でこどもたちを育てる環境づくりとして、「所沢サマースクール」や「ボーイスカウト」「ガールスカウト」など、青少年活動団体を支援する。	社会教育課
8	子ども会育成事業	様々な生活体験や社会体験・自然体験や異年齢交流の機会のなかで、こどもの自主性に基づく活動を行う地域の子ども会活動の振興を図るために、校区を単位に支援を行う。また、各校区子ども会育成会の相互の連携・情報交換・研修及び広域的な事業を行いながら、各校区子ども会育成会を支援している所沢市子ども会育成会連絡協議会に対し、支援を行う。	社会教育課

③食育の推進

番号	事業名	事業内容	担当課
9	母子栄養指導事業	妊娠婦、乳幼児期の食生活について、健康状況や成長過程に合った情報の提供を行うことで、健全育成及び食事に関する様々な不安の軽減を図る。また参加者同士の交流も目的とする。離乳食教室、乳幼児健康診査、2歳児歯科健康教室、依頼事業などでは共食の大切さを伝えている。	こども家庭センター
10	食育推進事業	市民一人ひとりが食を通して、生涯にわたって健全な心身を培い、豊かな人間性を育むことができるよう、所沢市保健医療計画「栄養・食生活」の行動目標達成に向けた各種講習会、食育教室、調理実習、リーフレット配布などを、農業振興部門、学校給食部門、地域包括部門など他部門との事業協力のもと実施する。	健康づくり支援課

番号	事業名	事業内容	担当課
11	学校給食を教材とした食育推進事業	栄養教諭・栄養士が教職員と連携し、食に関する授業や給食の指導をすることで、学校での食育を進める。また、教職員や調理員などが連携し、保護者を対象とした学校給食にかかる食育推進事業を開催する。	保健給食課
12	安全・安心な学校給食運営事業	安全で安心な給食の提供とともに、学校給食に地場産食材を積極的に取り入れて、こどもたちに生産者への感謝の気持ちや、食事を大切にする気持ちを育む。	保健給食課

④地域での交流機会の拡大

番号	事業名	事業内容	担当課
13	地域子育て支援拠点事業	子育て中の親子が気軽に集い交流できる場の提供、交流の促進、子育てなどに関する相談、援助の実施、地域の子育て関連情報の提供、子育て及び子育て支援に関する講習などを行う。	こども支援課 青少年課
14	子ども会育成事業 【再掲】	様々な生活体験や社会体験・自然体験や異年齢交流の機会のなかで、子どもの自主性に基づく活動を行う地域の子ども会活動の振興を図るため、校区を単位に支援を行う。また、各校区子ども会育成会の相互の連携・情報交換・研修及び広域的な事業を行いながら、各校区子ども会育成会を支援している所沢市子ども会育成会連絡協議会に対し、支援を行う。	社会教育課

⑤非行防止対策の推進

番号	事業名	事業内容	担当課
15	ふれあいタウン事業	非行を青少年の問題としてだけではなく、地域社会全体の問題として捉え、青少年が非行に巻き込まれるような状況の抑止対処、また、所沢駅周辺の環境浄化を目的とする。所沢駅周辺を週末に定期的に巡回して、青少年に対する声かけなどを行う事業を、日本ガーディアンエンジエルスに委託して実施する。	青少年課
16	青少年健全育成広報・啓発活動事業	青少年が新たな社会の担い手として、非行に陥ることなく、豊かな個性と能力を持った人間に成長する社会環境を地域社会が主導して作っていくよう、市民全体に呼びかける。青少年の非行・被害防止及び青少年健全育成に係る街頭啓発活動を市と青少年育成所沢市民会議の主催により、関係団体の協力を得ながら実施する。	青少年課

⑥地域の安全対策の充実

番号	事業名	事業内容	担当課
17	交通安全教育推進事業	幼稚園、保育園、小中学校及び高齢者施設などにおいて交通安全教室などを実施することによって、交通事故を未然に防ぎ減少させる。また、小学校通学路の危険か所などに交通指導員を配置し、立哨指導を行う。	防犯交通安全課
18	地域安全活動推進事業	犯罪や事件の発生を防止するため、防犯講座、自主防犯団体への防犯資器材の貸出し、啓発事業などを行政と地域が一体となって推進し、市民の安全で安心な生活を確保する。	防犯交通安全課

⑦環境学習の推進

番号	事業名	事業内容	担当課
19	環境学習推進事業	主にこどもたちの自主的な環境学習や環境保全活動を促進し、環境を大切にする心と行動力を育むことを目的に、こどもエコクラブの活動支援や、地球にやさしい学校大賞・地球にやさしいこどもサミットを実施するほか、出前講座などを開催する。	マチごとエコタウン推進課
20	温暖化対策啓発事業	ゼロカーボンシティの実現に向け、市域において温室効果ガスの排出割合が高い民生家庭部門における排出量を削減することを目的に、各種の環境展示会やライフスタイルを見つめなおすききっかけとなるイベント、キャンペーンなどの啓発事業などを行う。	マチごとエコタウン推進課
21	地球にやさしい学校づくり推進事業	児童生徒、教職員の環境意識を高める教育活動を通して、環境に配慮した学校づくりを進めることにより、持続可能な社会づくりの担い手を育むため、省エネ運動の取組、資源循環活動の取組を行う。	学校教育課

施策の方向2 こどもの誕生前から乳幼児期まで

子育てとは子どもの誕生前から始まっており、子育て当事者が不安や孤立感を覚えず、健康で、自己肯定感とゆとり、そして安心感をもって子どもに向き合えるよう、社会全体で切れ目なく支えていくことが大切です。

特に妊娠・出産期は、母親の心身に大きな変化をもたらすことに加え、社会とのつながりが希薄になり、孤立に陥る恐れがあります。子どもの誕生前から乳幼児期に至るまで、子育て当事者が安心して過ごせるよう、地域の関係機関等と連携しながら切れ目のない支援を行う必要があります。また、乳幼児期に一人ひとりの子どもがかけがえのない存在であると認められて健やかに成長していくよう、子どもの育ちを切れ目なく保障することが重要です。

今後の取組

①母子保健事業の充実

子どもの健やかな成長のため、妊娠・出産・子育て期にわたる切れ目のない支援を行うとともに、産前・産後ケアをはじめ、不安を抱え孤立する母親等の支援の充実など、当事者に寄り添った継続的な支援を続けていきます。

主な取組事業

①母子保健事業の充実

番号	事業名	事業内容	担当課
22	ところっこ子育てサポート事業	保護者の選択に基づき、教育・保育・子育て支援などを円滑に利用できるようにするため、子育てコンシェルジュが家庭のニーズを把握し、教育・保育施設の利用の相談・助言とともに地域の子育て支援事業についての情報提供など、利用者の必要に応じた支援を行う。 また、こども家庭センターにおいて、保健師・助産師、相談員が、妊娠期から子育て期にわたる様々な相談や情報提供を行いながら、関係機関と連携して支援を行う。	こども支援課 こども家庭センター
23	妊産婦健康診査等助成事業	妊婦の疾病や異常を早期発見し、健康の保持・増進を図り、健康管理の向上を図ることを目的とする。妊娠の届出をした者に対し、母子健康手帳とともに妊婦健康診査助成券を交付し、委託医療機関において妊婦健康診査を実施する。 また、里帰り出産などによる委託医療機関以外での受診については、助成制度（償還払い）を実施する。	こども家庭センター

番号	事業名	事業内容	担当課
24	母子健康教育・相談事業	妊婦やそのパートナーを対象にプレママクラス（栄養・歯科）、両親学級を実施する。妊娠中を健康に過ごし、心身ともに健やかなこどもを産み育てるために妊娠、分娩、育児に関する適切な情報や助言を行う。	こども家庭センター
25	乳幼児健康診査	乳幼児期における疾病や発育発達上の問題の早期発見及び、乳幼児の健康の保持増進を目的とした情報提供や助言など、保護者に対する育児支援（虐待予防の観点も含む）を行う。1歳6か月児健康診査、3歳児健康診査などの集団健康診査を実施する。市内の委託医療機関において個別健診として、4か月児健康診査、10か月児健康診査を実施する。	こども家庭センター
26	訪問指導事業	母子保健事業を通じて、継続支援が必要とされた家庭に対し、家庭訪問を行い、親子及び家族の生活実態や背景を把握しながら、必要な助言指導とサービスの調整などの支援を行い、乳幼児の健全育成と保護者への育児支援を図る。	こども家庭センター
27	乳児家庭全戸訪問事業	生後4か月までの乳児がいるすべての家庭を訪問し、様々な不安や悩みを聞き、子育て支援に関する情報提供を行うとともに、親子の心身の状況や養育環境などの把握や助言を行い、親の孤立感や育児負担の軽減、虐待防止につなげる。	こども家庭センター
28	母子保健地区組織活動育成事業	地域に根ざした健康づくりを目指して活動する組織である母子愛育会を育成し、地域住民主体の子育て支援活動の一層の充実を図る。	こども家庭センター
29	妊婦支援給付金事業 妊婦等包括相談支援事業	妊娠期の負担の軽減を図ることを目的として創設された給付金を対象者に給付する。併せて妊婦等包括相談支援事業を効果的に組み合わせることで、妊娠中の身体的・精神的及び経済的な負担の軽減のための総合的な支援を行う。	こども家庭センター
30	産後ケア事業	産後ケアを必要とする母親に対して、心身のケアや育児のサポート等を行い、産後も安心して子育てができるよう市の委託先施設において宿泊型又はデイサービス型によりサービスを提供する。	こども家庭センター

番号	事業名	事業内容	担当課
31	不妊検査費等助成事業	不妊に悩む方が早期に検査を受け、必要に応じて適切な治療を開始することができるよう、検査に要する費用の一部を助成し、経済的負担の軽減を図る。	こども家庭センター
32	母子歯科保健事業	市内歯科医院でフッ化物塗布を実施することにより、幼児期からかかりつけ歯科医を持つことにつなげ、更にその保護者も一緒に定期的な歯科健診の受診を促し、市民の生涯を通じた口腔の健康の保持・増進を目指す。	こども家庭センター
33	各種予防接種事業(小児)	各種予防接種を実施することで、市民の免疫レベルを高い水準に保ち、感染症の発生・まん延を防止する。	健康管理課

妊娠期から子育て期のみんなを支える こども家庭センター

保健センター内にある「こども家庭センター」では、妊娠婦や乳幼児の支援窓口と、0歳～18歳までの子育て家庭の支援窓口が一体となり、すべての妊娠婦、子育て家庭、こどもを対象に、包括的に切れ目ない相談支援を行っています。

妊娠期 ➤ 出産期 ➤ 乳児期 ➤ 幼児期 ➤ 就学後から18歳未満まで

* 主な相談支援内容 *

- 妊娠届の受付、母子健康手帳の交付時の相談
- 妊娠中や出産後の心配事に関する相談
- 乳幼児健康診査、子どもの成長や発達に関する相談
- 子どもの養育上の不安やかかわり方の相談
- 児童虐待などの相談
- お子さん本人からの相談
- 離乳食の進め方や歯科についての相談



これら以外にも様々な事業、教室、相談支援を行っています。



施策の方向3 乳幼児期～学童期

乳幼児期は、生涯にわたる健やかな成長の基礎を担う重要な時期です。安全・安心な環境の中で子どもが心身ともに豊かに成長できるよう、教育・保育の充実に加え、子育て環境を整備していくことが重要です。

また、幼保小が密接に連携して、地域や家庭環境にかかわらず、すべての子どもに等しく質の高い教育を保障できるように努めます。

今後の取組

①豊かな心と健やかな身体の育成（乳幼児の発育・発達・成長への支援）

関係機関との連携を図り、地域の身近な場を通じて子どもの健やかな発育・発達を支援し、保護者の抱える不安に寄り添います。

②乳幼児・小児医療の充実

地域において、夜間帯や休日においても初期救急医療体制を構築し、いつでも安心して医療サービスを受けられるように乳幼児・小児医療の充実を図ります。

③教育・保育の量的・質的整備

生涯にわたる人格形成の基礎を担う重要な時期に、子どもが質の高い教育・保育を受けられるよう整備を進めます。また、保護者の育児と仕事の両立の観点から、ニーズに合った施設利用ができるよう、質と量の充実を図ります。

④子育て支援事業の向上

子育てに悩みや孤独感、不安を抱える保護者の気持ちを受け止め、寄り添いながら相談や情報提供を行い、保護者が子育ての楽しさや喜びを実感できる環境整備を進めます。

また、地域子育て支援事業については、保護者のライフスタイルの変化等に応じて内容の充実や見直しを行い、必要な家庭が適切に事業を利用できるよう検討を進めます。

⑤幼保小の連携強化

すべての子どもが格差なく質の高い学びを受けられるよう、就学前教育の充実を図るとともに、幼稚園・保育園・認定こども園と小学校の連携を推進し、円滑な就学への接続を図ります。

主な取組事業

①豊かな心と健やかな身体の育成

番号	事業名	事業内容	担当課
34	ところっこ親子で楽しむ運動あそび	運動あそびの紹介を通して、こどもたちの成長における正しい生活リズムを身に付けることの大切さを知ってもらい、親としての役割の再認識を促す。	こども支援課
35	ところっこ親子ふれあい絵本事業	絵本の読み聞かせを通じて、親子のふれあいの大切さを伝え、孤立しがちな家庭と地域がつながる機会を提供するとともに、こどもたちが絵本に親しむことで、こどもたちの健やかな成長を支援する。	こども支援課 こども家庭センター 所沢図書館
36	こども支援センター運営事業（発達支援）	発達障害に関する早期からの支援によってこどもたちが地域で安心して過ごせるよう、未就学児を対象にした児童福祉法に基づく通所支援をはじめ、地域の関係機関や市民を対象にした研修・啓発などをする地域支援、18歳未満を対象にした相談支援を行う。	こども福祉課
37	乳幼児発育・発達相談事業	児童虐待の予防・早期発見・早期対応として、医師相談、心理相談、ことばの相談、運動あそびの相談、子育てメンタル相談などの専門性の高い相談を充実させることにより、育児不安の強い母親への支援を行い、育児不安の軽減を図る。また、子どもの発育・発達を促進するとともに、人間形成の基盤となる乳幼児期の母子関係を確立する。	こども家庭センター



◀読み聞かせの様子
(ところっこ親子ふれあい絵本事業)

読み聞かせ絵本▶
(ところっこ親子ふれあい絵本事業)



②乳幼児・小児医療の充実

番号	事業名	事業内容	担当課
38	子ども医療費助成	医療費の助成を行うことにより、子ども（0歳から18歳到達の年度末まで）の保健の向上と福祉の増進、子育て家庭の経済的負担を軽減する。	子ども支援課
39	未熟児養育医療給付	身体の発育が未熟なままで生まれ、指定養育医療機関による集中的な入院療養を必要とする乳児に対して、医療費の給付を行う。	子ども家庭センター
40	小児科救急医療病院群輪番制事業：第二次救急	夜間及び休日・祝日の小児の第二次救急医療を確保するため、所沢市、狭山市、入間市の市民の小児を対象として、三市及び協力医療機関による協定書に基づき、輪番制により第二次救急医療体制の整備を図る。	保健医療課
41	小児急救診療事業：初期救急	安心して子育てができる医療環境を確保するため、市民医療センターが中心的役割を果たし、所沢市域全体で365日すべての時間帯において、小児初期救急医療体制の安定的な提供に努める。	市民医療センター

③教育・保育の量的・質的整備

番号	事業名	事業内容	担当課
42	教育・保育施設等整備事業	就学前児童の保育に係る待機児童を解消するため、保育園・認定こども園・地域型保育事業所の施設整備の補助、その他の待機児童対策を進めていくことにより、保育の受入枠を増加し、安定した保育の提供を図る。	子ども政策課
43	指導監査	教育・保育に係る給付費の適正支給を図るために、市の確認を受けた保育園・認定こども園・幼稚園・地域型保育事業所などに対し、定期的に監査を行う。また、保育の質の向上を図るために、市の認可を受けた地域型保育事業所に対し、認可の視点でも定期的に監査を行う。	子ども政策課
44	専門相談員の巡回訪問	保育園や幼稚園などの在園児の中で、発達や行動に何らかの心配がある子どもに対し、専門相談員が園の希望により巡回訪問することで、早期発見につながるとともに、子どもにあった支援方法を助言する等、地域の支援を行う。	子ども福祉課 保育幼稚園課

番号	事業名	事業内容	担当課
45	保育士の確保	市内の民間保育園などの保育士確保を支援するため、市独自の処遇改善費補助金制度や保育士宿舎借り上げ補助金制度を設け、施設を通じて支給するほか、新たに就労する保育士の奨学金返済に係る費用の一部補助を行う。また、保育士募集情報の市ホームページへの掲載や民間保育施設による合同採用説明会など、様々な取組を行う。	保育幼稚園課
46	子育て関連施設環境改善事業	子どもの良質な成育環境を整備するため、子ども・子育て支援機能強化に係る施設整備や子育て関連施設のハード面の環境改善を行う。	こども未来部

④子育て支援事業の向上

番号	事業名	事業内容	担当課
47	子ども誰でも通園制度の実施	すべての子どもの育ちを応援し、子どもの良質な成育環境を整備するとともにすべての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルにかかわらない形での支援を強化するため、全自治体で実施となる令和8年度に向け、保護者の就労要件を問わず、保育園等に通っていない〇歳6ヶ月から満3歳未満の子どもが時間単位で保育施設等を利用できる制度を構築する。	こども未来部
48	地域子育て支援拠点事業【再掲】	子育て中の親子が気軽に集い交流できる場の提供、交流の促進、子育てなどに関する相談、援助の実施、地域の子育て関連情報の提供、子育て及び子育て支援に関する講習などを行う。	こども支援課 青少年課
49	病児・病後児保育事業	保護者の子育てと就労の両立を支援するため、病気又は病気の回復期にあって、集団保育が困難な時期の乳幼児の一時的な預かりを行う。	こども支援課
50	一般型一時預かり事業	保育園などを利用していない家庭において、就労・日常生活の突発的な事情などにより、一時的に家庭での保育が困難となる場合や、育児に伴う心理的・肉体的な負担を軽減し、安心して子育てができる環境を整備するため、保育園などにおいて児童の一時的な預かりを行う。	こども支援課
51	幼稚園型一時預かり事業	幼稚園などにおいて通常の教育時間の前後や長期休業期間中などに、保護者の要請などに応じて、主に在園児を対象に一時的な預かりを行う。	保育幼稚園課

番号	事業名	事業内容	担当課
52	障害児保育事業	障害のある児童と健常児をともに保育することにより、お互いの成長を図る。障害児保育を実施する民間保育園などに対して、人件費などの補助を行う。	保育幼稚園課
53	時間外保育事業	保護者の就労形態の多様化、長時間の通勤などに伴う時間外保育需要に対応するため、保育園などで通常の保育時間を超えて保育を行う。	保育幼稚園課
54	特別保育事業費補助事業	仕事と子育ての調和を支援し、子育ての負担感を緩和して安心して子育てができるよう環境整備を総合的に推進するとともに、地域における保育需要や社会の変化に対応するため、民間保育園などを対象に、特別保育事業の実施に必要な人件費等の補助を行う。	保育幼稚園課

⑤幼保小の連携強化

番号	事業名	事業内容	担当課
55	就学相談事業	就学支援委員会及び就学支援相談員が、保護者からの申込みにより、障害のある又はその疑いのある幼児・児童生徒の保護者とともに適切な就学先を検討する。	学校教育課
56	幼児教育研修会	幼児教育と小学校教育の接続や幼稚園教育要領、学習指導要領などの改訂の動向、幼児期の発達への理解と支援方法を学ぶ。	学校教育課
57	幼児教育振興協議会によるスムーズな接続	相談活動を含め、関係者、保護者への啓発・支援を行う。 「小1 プロブレム」などの問題解消を図るために、幼稚園・保育園・認定こども園と小学校との連携を進める。	学校教育課

施策の方向4 学童期～思春期

学童期は、子どもにとって心身が大きく成長し、自己肯定感や社会性等を育む時期です。子どもが様々な経験を重ねて成長したり、他者との関わりの中で自主性や協調性を身に着けたりできるよう、安全・安心な居場所を確保することが重要です。

また、思春期は自分の存在に対して葛藤を抱えたり、交友関係に悩んだりする繊細な時期もあります。子どもが自己肯定感を高めることができるよう、家庭や地域、学校等においてその成長を見守り、支えることが大切です。

今後の取組

①学ぶ力の向上、人的配置の充実

学校において質の高い教育とその指導・運営体制を充実させるために、教職員への教育やICT環境の整備等を進めます。多様な背景を持つあらゆる子どもが共に学ぶことができるよう、地域特性に合わせた学校環境・教育内容の整備に取り組みます。

②放課後児童対策の充実

民設民営児童クラブの新設や既存施設の改修による定員拡大の実施や、学校や地域等と連携し、子どもが放課後を安全・安心に過ごすことができ、子どもや保護者のニーズに応じたより良い居場所づくりを、子どもの視点に立って進めます。

③いじめ・不登校などへの取組の充実

いじめは子どもの心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることを啓発し、自分と他者の大切さを認めることができるように働きかけことで、いじめの未然防止を推進します。加えて、相談員の相互連携や専門機関等との連携を強化するほか、普段からいじめを起こさない学校・学級づくりを進めます。

④子どもたちの安全で安心な居場所づくり

子ども・若者が安全・安心に過ごせる居場所を多く持つができるよう、子ども・若者の声を聴きながら、既存施設の拡充や新たな居場所の確保を進め、必要な子どもに情報が届くよう情報提供を強化します。また、子ども食堂をはじめとした地域につくられた多様な居場所の運営支援に取り組みます。

主な取組事業

①学ぶ力の向上、人的配置の充実

番号	事業名	事業内容	担当課
58	トコろん学力向上プロジェクト事業	市内小中学生が、これから時代を生き抜いていくために必要な「未来を切り拓く力」を身に付けられるよう、「認知能力の向上」「非認知能力の育成」、「言語活動の充実」の3つを柱として、児童生徒の学力向上を図る。	学校教育課
59	確かな学力定着事業	児童生徒一人ひとりに確かな学力を身につけるため、埼玉県学力・学習状況調査だけでなく市独自の学力調査を行い、その活用方法についての研修会などを実施。児童生徒一人ひとりの評価資料を得て、その分析を指導に活かす。	学校教育課
60	特色ある学校づくり支援事業	小・中学校が、地域の環境や人材を活かし、創造性あふれる教育課程を実施するため、学校教育目標の具現化についての指導・助言を行う。「総合的な学習の時間」「生活科」などにおける郷土の資源を活かした昔遊びや農業体験など、体験活動の充実を図る。	学校教育課
61	学習支援員配置事業	原則として教員資格を有する人材を市立小・中学校に学習支援員として配置し、少人数指導など個に応じた指導の充実を図る。学校の実情に応じて、授業における教科指導補助、少人数指導時の補助などを行う。	学校教育課
62	「トコろん のびのび塾」算数基礎学力向上プロジェクト事業	教育センター等を会場に、地域の教育力を活用した学習の機会を設けることで算数の基礎学力向上を図り、学習意欲の向上及び中1 ギャップ解消の一助とする。また、学生ボランティアにサポーターを担ってもらうことで、こども・若者の社会参加も促す。	学校教育課
63	資質向上事業	市内小・中学校の教員の経験やニーズに応じた研修を推進し、本市教育の振興に資するため、年次経験者研修支援、フレッシュマンセミナー、ミドルリーダー研修員研修、校内研修の指導者派遣、各種研修会の実施などを行う。また、ライフステージに合った研修会を計画的に進める。	教育センター

番号	事業名	事業内容	担当課
64	英語指導助手派遣事業	英語指導助手を派遣し、中学校英語教育の充実を図るとともに、外国語教育の小中連携を推進する。また小学校外国語支援員との連携を図り、授業の充実を図る。	教育センター
65	ICT推進事業	子どもの情報活用能力（情報モラルを含む）を育成するため、ICT機器の効果的な活用を推進するとともに、ICT環境整備と研修会の充実を図り、主体的に情報化社会に参画できるように支援を行う。	教育センター
66	日本語ソポーター派遣事業	日本語の理解が困難な外国籍または帰国児童生徒に対して、学校生活に適応できるよう、基本的な日本語や生活習慣等を身に付けるための支援を行う、日本語ソポーター派遣を行う。	教育センター

トコろん のびのび塾 算数基礎学力向上プロジェクト

所沢市教育委員会では、地域の教育力を活用し、所沢市のかどもたちの学力向上及び学習意欲の向上を図るために、令和5年7月から算数基礎学力向上プロジェクトを立ち上げました。

算数基礎学力向上プロジェクト「トコろんのびのび塾」、通称『トコろん算数のびのび塾』では、小学校算数の基礎的な計算力のボトムアップに焦点を絞って開催しています。

また、こどもたちの学習サポート役として学生ボランティアを募集し、学生と地域のつながりづくりにも貢献しています。



②放課後児童対策の充実

番号	事業名	事業内容	担当課
67	放課後児童健全育成事業	保護者が労働などにより戸籍家庭にいない小学校に就学している放課後児童に対し、授業の終了後などに適切な遊びや生活の場を与えて児童の健全育成を図る。	青少年課
68	放課後子ども総合プラン推進事業	「放課後児童対策パッケージ」(こども家庭庁・文部科学省発出)に基づき、放課後児童クラブとほうかごところの2つの放課後児童対策事業のさらなる連携などを図ることによって、より効果的、効率的な放課後対策の検討を進める。	青少年課 学校教育課
69	放課後支援事業「ほうかごところ」	放課後のこどもたちの安全・安心な居場所を確保すること、異年齢のこどもたちとの交流を促進すること、地域住民によるこどもたちの健全育成を図ることなどを目的として、学校の放課後の施設を借り、地域でほうかごところの運営委員会を組織して方針を定め、その方針に基づいて放課後支援員やボランティアが実施する。	学校教育課



～ 中富ほうかご広場（放課後子ども総合プラン推進事業）の様子～

③いじめ・不登校などへの取組の充実

番号	事業名	事業内容	担当課
70	スクールカウンセラーや心のふれあい相談員の配置	小・中学校にスクールカウンセラーや心のふれあい相談員を配置し、不登校やいじめ問題の未然防止・早期解消を図るために、担任や養護教諭、教育相談担当教員などと連携し、相談活動や家庭訪問などを行う。また、相談活動を通じて中学校区内の小・中学校の連携促進、相談室登校の児童生徒に対する、学級復帰に向けた働きかけ、いじめや不登校の未然防止、早期発見、早期対応への支援を行う。	学校教育課
71	学校人権教育啓発資料発行事業	小・中学校における人権教育を推進し、互いの人権を尊重できる豊かな人間性を醸成するため、人権文集を発行・配布して活用する。	学校教育課
72	健やか輝き支援事業	いじめ、非行問題行動、不登校、就学などに関する相談対応をすることを目的として、学校のニーズに基づいて、個々の児童生徒に応じた支援を行う。	学校教育課
73	教育相談事業	教育相談アドバイザーによる学校支援や不登校解消・特別支援教育に係る研修会、面接相談や電話相談、医療相談、教育相談校内研修支援やケースカンファレンス、研究活動などを実施。また、教育支援センター「クウェスト」では、不登校児童生徒が自らの進路を主体的に捉えて、社会的に自立することを目指し、個々に応じた相談・指導などの適切な支援を行う。	教育センター
74	いじめ未然防止対策事業	先進的な取組を行っている教育行政機関の事例を参考に、市独自の予防的プログラムを構築し、いじめの未然防止を推進する。	学校教育課
75	誰一人取り残されない不登校児童生徒学習支援事業(校内教育支援センターの整備)	不登校児童生徒の多い小・中学校に校内教育支援センターを順次設置し、同センターに配置する校内教育支援サポーターが児童生徒への支援を行う。	学校教育課

④こどもたちの安全で安心な居場所づくり

番号	事業名	事業内容	担当課
76	居場所に関する情報提供	こども・若者が地域とつながり、一人ひとりが居場所を持つよう、市の公式LINEアカウント「こども・若者情報チャンネル」を活用し、居場所づくりにつながる情報を配信する。	こども政策課

番号	事業名	事業内容	担当課
77	子ども・若者の意見の聴き取り	市の公式 LINE アカウント「子ども・若者情報チャンネル」を活用するなどし、居場所づくりに関する子ども・若者の意見の聴き取りを行い、ニーズ把握に努める。	子ども政策課
78	子ども食堂等への支援	子どもの自己肯定感をはぐくみ、貧困や孤独・孤立の解消、コミュニティの再生を図るため、所沢市社会福祉協議会と連携し、「子ども食堂」、「無料学習塾などの学習支援教室」、「プレーパーク」などの子どもの居場所を運営するNPO 法人やボランティア団体等を支援する。また、給食用食材のうち、感染症等の流行に伴う学級閉鎖等により子ども食堂へ提供可能となった冷凍食品について、所沢市社会福祉協議会と連携して寄附を行う。	子ども政策課 青少年課 保健給食課
79	児童館運営事業	18 歳未満の児童の健全育成を図り、遊びを通じて健康増進及び情操を豊かにすることを目的に安全な居場所を提供する。また、保護者が労働などにより戸籍家庭にいない小学校に就学している放課後児童に対し、授業の終了後などに適切な遊びや生活の場を与えて児童の健全育成を図るとともに、子育て親子の交流の促進や子育てに関する相談などを行う。さらに、中学生・高校生の遊びや活動のための専用時間（中高生タイム）を設定する。	青少年課
80	子ども広場設置・整備費補助金	地域児童の健全な育成を図るため、自治会などが子ども広場を設置又は整備した場合、自治会などからの申請により、補助金交付要綱に基づき補助金を交付する。	青少年課
81	中高生の居場所支援	主に中高生世代の子どもが気軽に集まれる場を設置するとともに、子どもに関する情報の広報啓発活動を行う。	青少年課
82	身近な公園の整備	都市の中にみどりとオープンスペースを確保し、児童の遊び場や世代を超えて利用できるコミュニティの拠点となる身近な公園の整備を行う。	公園課
83	トコろん自習室開設事業	子ども・若者に対する学習の機会を提供するため、また、児童・生徒・学生が自由に安心して自主学習に取り組める居場所となることを目的とし、見守りスタッフが常駐する放課後自習室を月・水・金の放課後に設置する。	社会教育課

P99 「③いじめ・不登校などへの取組の充実」に向けた取組
～トコろんカフェ「紡ぎ」～

「お子様の登校にお悩みの保護者様のつながりを紡ぎたい。」その思いから、所沢市教育委員会が主催する不登校児童生徒及びその保護者のつどいが「トコろんカフェ『紡ぎ』」です。



＜これまでってきた企画＞

子どもへの支援をテーマにした心理士による講演会、所沢市教育支援センター「クウェスト」の紹介、近隣の高等学校の先生方による中学校卒業後の進路に関する情報提供、不登校に関する悩みがある児童生徒やその保護者をサポートしている市内の支援団体による活動紹介など。

＜参加にあたって＞

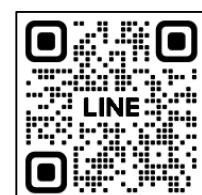
お子様の登校にお悩みの保護者の方はぜひ参加をご検討ください。令和6年度は5回の「トコろんカフェ『紡ぎ』」を実施しました。開催の予定は所沢市ホームページと学校ほっとメールでお知らせしています。事前の申し込みをお願いしております。

P99 「④こどもたちの安全で安心な居場所づくり」に向けた取組
こども・若者、子育て家庭の居場所に関する情報を配信しています

所沢市公式LINEアカウント「こども・若者情報チャンネル」では、こども・若者や子育て家庭の居場所に関する情報を配信しています。

- ◆学習場所の案内
- ◆地域のイベントの案内
- ◆地域のボランティアの案内
- ◆地域の子育て講座・教室の案内 など

友だち登録は
こちらから！



また、所沢市をもっと住みやすいまちにするために、LINEにてご意見を伺う取組もしています。ぜひ「友だち」に登録してください。

▲
配信画像イメージ

施策の方向5 思春期～青年期

思春期には、性的な成熟が始まることから身体的にも精神的にも変化が伴い、また、青年期には成人期への移行を前に社会的な役割や責任に不安を感じ、不安定になりやすい時期です。子どもに寄り添い、子ども本人やその周囲の人間が安全・安心に生活できる環境の整備が重要です。

今後の取組

①思春期の悩みや不安へのサポート

様々な不安や悩みを抱える子どもが自らSOSを発信しやすくなるように、様々なツールの活用や多様な相談方法を整備していきます。また、子どもからのSOSを見逃さず迅速に受け止められるよう、学校や関係機関等と連携して見守り体制を構築し、適切な支援につなげられるように努めます。

主な取組事業

①思春期の悩みや不安へのサポート

番号	事業名	事業内容	担当課
84	子ども・若者支援ガイド	子ども・若者を対象とした相談窓口の情報をとりまとめた「子ども・若者支援ガイド」の周知・活用などにより、様々な悩みを抱える子ども・若者を相談機関につなげていく。	青少年課
85	青少年相談員協議会補助金	青少年の相談相手となり、助言指導を行い、青少年の健全な育成を目的にした活動を実施する青少年相談員協議会に補助金を交付する。レクリエーションやキャンプ活動を通じて、学校や学年を超えた仲間づくりやリーダーを含めた異年齢同士の交流を行う。	青少年課
86	思春期こころの健康相談	自殺率の高い若年層のうち、精神疾患の発症リスクが増える高校生及びその家族を対象とした精神科医師による相談会を定期的に実施する。	健康管理課
87	スクールカウンセラーや心のふれあい相談員の配置【再掲】	小・中学校にスクールカウンセラーや心のふれあい相談員を配置し、不登校やいじめ問題の未然防止・早期解消を図るために、担任や養護教諭、教育相談担当教員などと連携し、相談活動や家庭訪問などを実施する。また、相談活動を通して中学校区内の小・中学校の連携促進、相談室登校の児童生徒に対する、学級復帰に向けた働きかけ、いじめや不登校の未然防止、早期発見、早期対応への支援を行う。	学校教育課

番号	事業名	事業内容	担当課
88	健やか輝き支援事業 【再掲】	いじめ、非行問題行動、不登校、就学などに関する相談対応をすることを目的として、学校のニーズに基づいて、個々の児童生徒に応じた支援を行う。	学校教育課
89	教育臨床研究エリア 相談窓口	非行やいじめ問題の解決、就学相談等への初期対応や連携を行うため、学校からの相談への対応、非行防止教室や薬物乱用防止教室の実施等を推進する。	学校教育課
90	いじめホットライン	いじめ相談の直通専用電話を開設し、いじめに対する専門的な相談に対応するとともに、問題解決のため学校などとの連携を図る。	学校教育課
91	いじめ未然防止対策 事業【再掲】	先進的な取組を行っている教育行政機関の事例を参考に、市独自の予防的プログラムを構築し、いじめの未然防止を推進する。	学校教育課
92	相談体制の充実	子どもの成長段階に応じた様々な問題を解決するため、子どもや保護者との面談、観察を行うことを目的として、各小・中学校に心のふれあい相談員を配置し、個々の相談を行う。併せて、学校経営アドバイザーからの指導・助言を踏まえ、各小・中学校の支援を行う。また、大学との連携により大学生・大学院生を各小・中学校に派遣し、児童生徒を支援する。	学校教育課 (各小中学校)
93	教育相談事業【再掲】	教育相談アドバイザーによる学校支援や不登校解消・特別支援教育に係る研修会、面接相談や電話相談、医療相談、教育相談校内研修支援やケースカンファレンス、研究活動などを行う。また、教育支援センター「クウェスト」では、不登校児童生徒が自らの進路を主体的に捉えて、社会的に自立することを目指し、個々に応じた相談・指導などの適切な支援を行う。	教育センター

基本目標2

子育て当事者への支援

施策の方向1　すべての子育て家庭への支援

核家族化の進展や地域のつながりの希薄化、共働き世帯の増加といった社会環境やライフスタイルの変化の中で、経済的不安や子育ての悩み、孤立感といった悩みを抱える子育て当事者が懸念されます。子育て家庭に寄り添った切れ目のない支援を強化し、適切な支援を受けながら、過度な使命感や負担を背負うことなく、ゆとりを持って安心して子育てできる環境を整備することが重要です。

今後の取組

①健全な家庭づくり

保護者に多様な体験や家庭教育について学ぶ機会を提供し、様々な視点から子育てについて考えることで、子育てへの自信をつけてもらったり、新しい視点を身に付けてもらったりするきっかけとなるよう取組を進めます。

②子育て情報の提供・相談事業の充実

様々なツールを活用して必要な人のもとに適切に子育てに関する情報を発信し、受け取ってもらえるよう情報発信方法等の検討を進めます。また、多様化する保護者の悩みに適切に対応できるよう、保護者に寄り添った相談支援の充実に努めます。

③経済的支援の充実

安心して妊娠・出産・育児ができるよう、妊娠から就学に至るまで切れ目なく幅広い経済的支援に取り組みます。また、必要なサービスを適切に利用できるよう、様々な媒体や機会をとらえて情報発信を行い、支援につなげられるように周知を図ります。

主な取組事業

①健全な家庭づくり

番号	事業名	事業内容	担当課
94	地域子育て支援拠点事業【再掲】	子育て中の親子が気軽に集い交流できる場の提供、交流の促進、子育てなどに関する相談、援助の実施、地域の子育て関連情報の提供、子育て及び子育て支援に関する講習などを行う。	こども支援課 青少年課
95	ところっこ親子ふれあい絵本事業【再掲】	絵本の読み聞かせを通じて、親子のふれあいの大切さを伝え、孤立しがちな家庭と地域がつながる機会を提供するとともに、こどもたちが絵本に親しむことで、こどもたちの健やかな成長を支援する。	こども支援課 こども家庭センター 所沢図書館
96	保護者の一日保育者体験	保育施設に在園中の児童の保護者が一日保育園で過ごし、我が子だけではなく多くのこどもたちとも関わり、遊びにも加わることで、保育者として体験する機会を提供する。	保育幼稚園課

番号	事業名	事業内容	担当課
97	子育て世帯ホームヘルプ事業	家事・子育て等に対して不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を、訪問支援員が訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事等の支援を実施することにより、家庭や養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぐ。	こども家庭センター
98	家庭教育推進事業	各小・中学校において家庭教育学級を開設し、家庭教育について学ぶ機会を保護者に提供する。また、保護者が家庭教育の重要性を再認識し、子育てに自信を持って取り組むきっかけとするために、小学校入学を控えた保護者に対し、就学時健診などの機会を利用した子育て講座の実施やリーフレットの配布等を実施する。	社会教育課 各まちづくりセンター

地域で子育てを応援！

地域子育て支援センター（地域子育て支援拠点事業）

◆地域子育て支援センターとは？

市内に27か所あり、親子で楽しい催し物への参加やスタッフに子育ての悩みを相談できる、地域で子育てを応援する場です。

対象は、0歳から就学前までのお子さんと保護者です。（こども支援センターの子育て支援エリアは、4歳未満のお子さんと保護者が利用できます。）

◆どんなことができるの？

ひろばでは親子で自由に遊ぶことができ、季節に応じた子育てに関する催し物に参加できます。例えば、絵本の読み聞かせや身体測定、体操、手遊び、カードの製作など、センターによって子育てに役立つさまざまな催し物があります。

また、子育ての相談をすることもできます。

◆子育ての悩みや不安ありませんか？

「イヤイヤ期ってどう対応すればいいの？」「子どもとどう関わったらいいの？」など、なんでもお気軽にご相談ください。

◆ぜひお気軽に地域子育て支援センターへ

子育てに役立つ離乳食教室や年齢別による仲間づくりの場などいろいろな講習や交流の場などにも参加できます。

子育て仲間との出会いがいっぱいです。子育てに関する情報共有や息抜きに、地域子育て支援センターに遊びにきませんか？



～ひろばで相談～



～絵本の読み聞かせ～

②子育て情報の提供・相談事業の充実

番号	事業名	事業内容	担当課
99	配偶者暴力相談支援センター事業	重大な人権問題である配偶者等からの暴力（DV）被害者に対し、DVにより命や生活の安全を脅かされる状況を解消し、社会の中で自立て生活していくよう、必要な支援を行う。	企画総務課
100	女性の生き方に関する相談事業	男女共同参画社会の実現のために、その障害となる悩みや問題を解決するための援助事業として、電話相談、カウンセリング、何でも聞きます相談を実施する。	男女共同参画 推進センター ふらっと (企画総務課)
101	DVに関する相談事業	電話又は面接により、DV被害者の相談に応じ、助言・情報提供などを行い、必要に応じ、関係機関の紹介や連絡調整を行うことにより、被害者自らの意思に基づき、安全で安心な生活を送ることができるよう支援する。	男女共同参画 推進センター ふらっと (企画総務課)
102	子育て情報提供事業	妊娠から子育て期までの情報を切れ目なく提供するため、市が実施する子育て支援に関する制度やサービス、相談機関、関連施設などの情報を掲載した冊子（子育てガイドブック）を作成する。また、市の公式LINEアカウント「こども・若者情報チャンネル」を活用し、子育てに関連する情報を配信する。	こども政策課
103	地域子育て支援拠点事業【再掲】	子育て中の親子が気軽に集い交流できる場の提供、交流の促進、子育てなどに関する相談、援助の実施、地域の子育て関連情報の提供、子育て及び子育て支援に関する講習などを行う。	こども支援課 青少年課
104	ところっこ子育てサポート事業【再掲】	保護者の選択に基づき、教育・保育・子育て支援などを円滑に利用できるようにするために、子育てコンシェルジュが家庭のニーズを把握し、教育・保育施設の利用の相談・助言とともに地域の子育て支援事業についての情報提供など、利用者の必要に応じた支援を行う。 また、こども家庭センターにおいて、保健師・助産師、相談員が、妊娠期から子育て期にわたる様々な相談や情報提供を行いながら、関係機関と連携して支援を行う。	こども支援課 こども家庭センター
105	児童家庭相談事業	こどもに関する様々な相談に応じ、個々のこどもや家庭に対して効果的な支援を行うことで、子どもの福祉の充実を図るとともにその権利を擁護する。	こども家庭センター

番号	事業名	事業内容	担当課
106	教育相談事業【再掲】	教育相談アドバイザーによる学校支援や不登校解消・特別支援教育に係る研修会、面接相談や電話相談、医療相談、教育相談校内研修支援やケースカンファレンス、研究活動などを行う。また、教育支援センター「クウェスト」では、不登校児童生徒が自らの進路を主体的に捉えて、社会的に自立することを目指し、個々に応じた相談・指導などの適切な支援を行う。	教育センター

③経済的支援の充実

番号	事業名	事業内容	担当課
107	交通遺児対策事業	交通事故により保護者を失った遺児に対し遺児手当及び奨学金を支給し、その福祉の増進を図る。	防犯交通安全課
108	児童手当	父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識のもとに、0歳から18歳到達の年度末までの児童を養育している者に児童手当を支給することにより、家庭などにおける生活の安定に寄与とともに、次代の社会を担う児童の健やかな成長を支援する。	こども支援課
109	子ども医療費助成【再掲】	医療費の助成により、子ども（0歳から18歳到達の年度末まで）の保健の向上と福祉の増進、子育て家庭の経済的負担を軽減する。	こども支援課
110	子育てのための施設等利用給付事業	幼児期の教育及び保育の機会を確保し、子育てを行う家庭の経済的負担の軽減を図るため、主に3歳児クラスから5歳児クラスのこどもを対象に、子ども・子育て支援新制度未移行幼稚園、認可外保育施設等の利用料を、一定額を上限に支給する。	こども支援課 保育幼稚園課
111	放課後児童クラブ子育て支援事業	放課後児童クラブ利用世帯のうち、多子世帯や低所得世帯等に対して、放課後児童クラブ保育料の減額や免除を行うことにより、子育て世帯の支援を図る。	青少年課
112	妊婦支援給付金事業 妊婦等包括相談支援事業【再掲】	妊娠期の負担の軽減を図ることを目的として創設された給付金を対象者に給付する。併せて妊婦等包括相談支援事業を効果的に組み合わせることで、妊娠中の身体的・精神的及び経済的な負担の軽減のための総合的な支援を行う。	こども家庭センター

番号	事業名	事業内容	担当課
113	出産育児一時金	所沢市国民健康保険の被保険者の出産に際して、一時金の支給を行う。	国民健康保険課
114	未就学児に係る均等割額の軽減措置 産前産後に係る所得割額・均等割額の軽減措置	未就学児に係る国民健康保険税 均等割額を半額とする。 出産被保険者に係る国民健康保険税 所得割額および均等割額を軽減する。	国民健康保険課
115	保護者負担軽減補助金	小中学校において保護者が負担する教育活動に必要となる経費の一部を学校に補助金として交付することで、保護者の負担を軽減とともに、教育内容に応じた学校独自の運用を図る。	教育総務課
116	小中学校給食費補助事業	保護者が負担する小中学校給食費を補助することにより、子育て世帯の経済的な負担軽減を図る。	保健給食課

施策の方向2 就労と子育ての両立

共働き世帯の増加やフルタイムで働く女性の増加が今後も見込まれ、就労と子育ての両立に困難を抱える保護者への支援が喫緊の課題となっています。就労と子育ての両立に向けて、多様な働き方に合わせた子育て支援体制の充実を図るとともに、ワーク・ライフ・バランスの重要性の啓発や理解促進に向けて取組を進めます。

今後の取組

①子育て支援体制の充実

多様化する保護者のライフスタイルやニーズに合わせて、必要なサービスを必要な時に利用できるよう、体制強化と子育て支援サービスの充実を図ります。

②ワーク・ライフ・バランスの推進

多様で柔軟な働き方を選択でき、夫婦が互いに協力しながら子育てができるよう、男女共同参画やワーク・ライフ・バランスの重要性を啓発し、就労と育児が両立しやすい環境整備に向けて意識醸成を図ります。

主な取組事業

①子育て支援体制の充実

番号	事業名	事業内容	担当課
117	教育・保育施設等整備事業【再掲】	就学前児童の保育に係る待機児童を解消するため、保育園・認定こども園・地域型保育事業所の施設整備の補助、その他の待機児童対策を進めていくことにより、保育の受入枠を増加し、安定した保育の提供を図る。	こども政策課
118	ファミリー・サポート・センター事業	地域において安心して子育てができるような環境整備を行うため、育児の援助を受けたい者（利用会員）と育児の援助を行いたい者（援助会員）を組織化し、地域での相互活動を行う。定期的な保育施設・学校施設などの送迎や一時的な預かりを行う。	こども支援課
119	緊急サポート事業	地域において安心して子育てができるような環境整備を行うため、育児の援助を受けたい者（利用会員）と育児の援助を行いたい者（援助会員）を組織化し、地域での相互活動を行う。病児・病後児の預かり、宿泊や急な残業などの緊急時の預かりを行う。	こども支援課
120	幼稚園型一時預かり事業【再掲】	幼稚園などにおいて通常の教育時間の前後や長期休業期間中などに、保護者の要請などに応じて、主に在園児を対象に一時的な預かりを行う。	保育幼稚園課
121	ところっこ子育てサポート事業【再掲】	保護者の選択に基づき、教育・保育・子育て支援などを円滑に利用できるようにするために、子育てコンシェルジュが家庭のニーズを把握し、教育・保育施設の利用の相談・助言とともに地域の子育て支援事業についての情報提供など、利用者の必要に応じた支援を行う。 また、こども家庭センターにおいて、保健師・助産師、相談員が、妊娠期から子育て期にわたる様々な相談や情報提供を行いながら、関係機関と連携して支援を行う。	こども支援課 こども家庭センター
122	地域子育て支援拠点事業【再掲】	子育て中の親子が気軽に集い交流できる場の提供、交流の促進、子育てなどに関する相談、援助の実施、地域の子育て関連情報の提供、子育て及び子育て支援に関する講習などを行う。	こども支援課 青少年課

番号	事業名	事業内容	担当課
123	児童館運営事業 【再掲】	18歳未満の児童の健全育成を図り、遊びを通じて健康増進及び情操を豊かにすることを目的に安全な居場所を提供する。また、保護者が労働などにより専門家庭にいない小学校に就学している放課後児童に対し、授業の終了後などに適切な遊びや生活の場を与えて児童の健全育成を図るとともに、子育て親子の交流の促進や子育てに関する相談などを行う。さらに、中学生・高校生の遊びや活動のための専用時間（中高生タイム）を設定する。	青少年課
124	時間外保育事業 【再掲】	保護者の就労形態の多様化、長時間の通勤などに伴う時間外保育需要に対応するため、保育園などで通常の保育時間を超えて保育を行う。	保育幼稚園課

②ワーク・ライフ・バランスの推進

番号	事業名	事業内容	担当課
125	ふらっと企画講座実施事業	より多くの方に向けて男女共同参画への理解と意識の向上を図るため、男女共同参画に係る講座・研修・講演会などの開催を行う。	男女共同参画 推進センター ふらっと (企画総務課)
126	男女共同参画推進センターふらっと運営事業	男女共同参画に係る学習・相談・交流・情報の場を提供するとともに、できるだけ多くの方に男女共同参画への理解と意識の向上を図ることを目的とし、施設（会議室・研修室・生活工房室）、印刷機、男女共同参画に関する図書・ビデオ・DVDの貸出を行う。	男女共同参画 推進センター ふらっと (企画総務課)

施策の方向3 地域の子育て支援事業の充実

子育て家庭が安全・安心に地域で暮らすために、地域ぐるみで子育てを支えていく必要があります。地域における関連機関等が密接に連携し、切れ目のない支援を行い、子育て家庭にやさしいまちづくりを進めます。

今後の取組

①地域の体制づくり

市民に身近な地域において子育て支援体制の充実を図り、子育て当事者に寄り添った支援を強化します。

②子育てバリアフリーの推進

こどもや子育て家庭の視点に立ち、安全・安心で子育てしやすいまちづくりに向けて地域のバリアフリー化を進めます。

主な取組事業

①地域の体制づくり

番号	事業名	事業内容	担当課
127	自治会等応援事業	安心して快適に暮らせる地域社会を実現するために、地域で重要な役割を担う自治会等の活動支援や、報奨金の交付を行うとともに、地域住民の自治会等への加入と参加を促進するために、自治会等の活動のPR、転入者への働きかけなどを行う。	地域づくり推進課
128	地域福祉推進事業	コミュニティ活動の活発化や、地域での支え合いがさらに進むよう、地域に必要な機能・取組などについて地域福祉計画に示していく。また、地域福祉推進委員会で、計画の進行管理及び評価を行い、計画の円滑な推進を図る。	地域福祉センター
129	民生委員・児童委員及び協議会活動の支援	民生委員・児童委員及び委員が所属する各地区民生委員・児童委員協議会の活動を支援する。	地域福祉センター
130	パパ・ママ応援ショッピング事業	子育て世帯等が、県内協賛店でカードを提示することで、商品の割引などのサービスが受けられる市と埼玉県の共同事業。地域、企業、行政が一体となって子育て家庭を応援しようという社会的気運を醸成するとともに、子育て家庭が「地域社会に支えられている」「子どもを持ってよかった」と実感できる社会づくりを進める目的とする。	こども政策課
131	赤ちゃんの駅事業	授乳やおむつ替えのスペースの提供が可能な保育園、まちづくりセンター、児童館等の市内の施設を「赤ちゃんの駅」として設置する。埼玉県においても県内の民間施設を含めて同事業を実施しており、地域、企業、行政が一体となって乳幼児を抱える子育て家庭が安心して外出できることを目指す。	こども政策課
132	ファミリー・サポート・センター事業 【再掲】	地域において安心して子育てができるような環境整備を行うため、育児の援助を受けたい者（利用会員）と育児の援助を行いたい者（援助会員）を組織化し、地域での相互活動を行う。定期的な保育施設・学校施設などの送迎や一時的な預かりを行う。	こども支援課

番号	事業名	事業内容	担当課
133	緊急サポート事業 【再掲】	地域において安心して子育てができるような環境整備を行うため、育児の援助を受けたい者（利用会員）と育児の援助を行いたい者（援助会員）を組織化し、地域での相互活動を行う。病児・病後児の預かり、宿泊や急な残業などの緊急時の預かりを行う。	こども支援課
134	母子保健地区組織活動育成事業【再掲】	地域に根ざした健康づくりを目指して活動する組織である母子愛育会を育成し、地域住民主体の子育て支援活動の一層の充実を図る。	こども家庭センター
135	コミュニティ・スクール導入事業	学校・家庭・地域が学校教育目標のビジョンを共有し、社会総がかりでこどもたちを育むことを目指すため、令和7年度よりコミュニティ・スクール（学校運営協議会）を全校実施する。	学校教育課

②子育てバリアフリーの推進

番号	事業名	事業内容	担当課
136	ユニバーサルデザイン推進事業	誰もが参加しやすく、暮らしやすいまちづくりを進めるとともに、心のユニバーサルデザインも推進するため、ユニバーサルデザインのさらなる周知に取り組む。	企画総務課
137	交通バリアフリー推進事業	妊婦や高齢者及び障害者をはじめとした全ての人が、公共交通機関などを利用した移動にあたって、利便性及び安全性向上を促進するため、策定した「所沢市交通バリアフリー基本構想」に基づき、特定事業の進捗状況を管理し、市のHPで情報提供を行うことにより、誰もが移動しやすいまちづくりの促進を目指す。	都市計画課

基本目標 3

特に支援を要するこども・家庭への支援

施策の方向1 こどもの貧困対策

貧困によって学習機会や社会参加の機会が得られない、進学を断念するといった状況に置かれている子どもがいます。子どもの貧困は子どもの権利を侵害する社会的孤立にもつながる深刻な課題です。その背景には様々な社会的要因があるという認識を共有し、子どもが生まれ育った環境によって将来を左右されることのないよう貧困の解消と世代を超えた貧困の連鎖を断ち切る必要があります。

今後の取組

①生活支援の充実

子育て家庭の日々の生活を安定させるために、経済的支援と連携して生活基盤を支えるための取組の充実に努めます。

②子どもの保護者の就労支援

子育て当事者の経済基盤を安定させる観点から保護者の就労支援に取り組み、所得の増加、生活の安定と向上を図ります。

③経済的支援

支援が必要な子育て家庭が地域で孤立することのないよう、必要な経済的支援を整備し、必要な家庭が適切に利用できるよう周知を図ります。

主な取組事業

①生活支援の充実

番号	事業名	事業内容	担当課
138	生活困窮者自立促進支援事業	生活保護に至る前の自立支援策の強化を図るため、生活困窮者に対し、相談支援、住居確保給付金の支給、学習支援、家計改善支援、居住支援、就労準備支援などの支援を行う。	生活福祉課
139	子ども食堂等への支援【再掲】	子どもの自己肯定感をはぐくみ、貧困や孤独・孤立の解消、コミュニティの再生を図るため、所沢市社会福祉協議会と連携し、「子ども食堂」、「無料学習塾などの学習支援教室」、「プレーパーク」などの子どもの居場所を運営するNPO法人やボランティア団体等を支援する。また、給食用食材のうち、感染症等の流行に伴う学級閉鎖等により子ども食堂へ提供可能となった冷凍食品について、所沢市社会福祉協議会と連携して寄附を行う。	子ども政策課 青少年課 保健給食課

番号	事業名	事業内容	担当課
140	子育て短期支援事業	保護者の疾病、入院、看護、出産、育児疲れ等により、18歳未満の児童の養育が一時的に困難になった際に、里親宅等に児童を預け、一定期間養育を行うことにより、これらの児童及びその家庭の福祉の向上を図る。	こども家庭センター

②こどもの保護者の就労支援

番号	事業名	事業内容	担当課
141	高等職業訓練促進給付金	ひとり親家庭の父又は母であって、一定の要件を満たすものに、看護師などの資格取得のための養成機関で修業する場合、訓練受講期間中の生活費などを支給することにより、ひとり親家庭の生活の負担軽減を図り、資格取得を支援する。	こども支援課
142	自立支援教育訓練給付金	ひとり親家庭の父又は母であって、一定の要件を満たすものに、事前相談において指定された職業能力の開発のための講座を受講後、受講料の一部を支給することにより、職業能力の開発を支援し、ひとり親家庭の自立の促進を図る。	こども支援課

③経済的支援

番号	事業名	事業内容	担当課
143	ひとり親家庭等医療費助成	医療費の助成を行うことにより、こども（0歳から18歳到達の年度末または20歳になる前日まで）とひとり親等及び寡婦の保健の向上と福祉の増進、子育て家庭の経済的負担を軽減する。	こども支援課
144	児童扶養手当	母子家庭、父子家庭、及び父母のいずれかに一定の障害のある家庭又は父母以外の者が養育している家庭の養育者に手当を支給することにより、ひとり親家庭などの生活の安定と自立の促進及び児童の健全育成を通じて、児童の福祉増進を図る。	こども支援課
145	育英奨学金・遺児奨学金（高等学校など）	高等学校等に在学し経済的理由により修学困難な生徒に対し育英奨学金を、また不慮の災難等により保護者を失い、経済的理由により修学困難な生徒に対し遺児奨学金を支給し、勉学の機会を与え、有能な人材を育成する。	こども支援課

番号	事業名	事業内容	担当課
146	入学準備金貸付（大学・高等学校など）	教育の機会を等しく確保するため、大学・高等学校等への入学に要する費用の支出が困難な保護者に対し、入学準備金の貸付を行う。	こども支援課
147	子ども・子育て支援に係る実費徴収助成事業	生活保護受給世帯が、施設型給付を受ける幼稚園、保育園などを利用する場合に、日用品・文房具などの購入費、行事参加費、教材費、通園費などの一部を助成する。また、子ども・子育て支援新制度未移行幼稚園を利用する低所得世帯又は多子世帯の児童が、園に支払った食材料費のうち、副食材料費の一部を助成する。	保育幼稚園課
148	就学援助(小・中学校)	経済的な理由により、子どもを小・中学校に就学させることが困難な保護者に対して、申請に基づき必要な費用の一部を援助する。	教育総務課 保健給食課

所沢市あったかサポートセンター

所沢市あったかサポートセンターでは、ご本人が抱えている問題をお聞きし、専門の支援員が寄り添いながら解決に向けた継続的な支援を実施しています。

○支援内容

自立相談支援、家計改善支援、住居確保給付金、一時生活支援事業、就労準備支援事業
※所沢市あったかサポートセンターは、生活困窮者自立支援法に基づく自立相談支援事業等を行う相談機関として所沢市が委託し、所沢市社会福祉協議会が運営しています。

子どもの居場所づくりが広がっています

NPO 法人やボランティア団体等による子どもの居場所づくりが広がっています。人のつながりや教育・体験の機会を通じて子どもの自己肯定感をはぐくみ、貧困や孤独・孤立の解消、コミュニティの再生などの役割も担っています。

◆こども食堂

地域の人々が主体となり運営し、子どもが安心して利用することができる無料または低額の食堂です。

経済的に苦しい家庭の子どもだけではなく、夜一人で食事をしている子どもや、忙しくて食を作ることのできない家庭、地域の人たちが一緒に食卓を囲み、団らんしながら、顔の見える関係を作っています。

◆学習支援教室

経済的に苦しい家庭の子どもへの学習支援は、勉強を教えるだけでなく、ときには家庭も支えつつ、子どもが安心して過ごせる居場所を確保しながら行われています。

◆プレーパーク

地域住民や行政などが協働しながら、禁止事項を減らし、子どもたち自身が想像力で工夫して、遊びを作り出す、子どもたちがのびのび遊べる場所です。

施策の方向2 児童虐待対策

児童虐待は、子どもの心身に深い傷を残す決して許されない権利の侵害です。近年、児童虐待の相談対応件数が増加しており、全国的には痛ましい死亡事案も発生していることから、子どもを虐待から守る取組の推進が喫緊の課題です。

また、児童虐待には子育て家庭の抱える多様な生活課題や困難が背景にある場合が多いことから、関連機関等との連携強化、地域の身近な子育て支援の充実、相談体制の構築等を行い、未然防止、早期発見・早期対応の取組を進める必要があります。

今後の取組

①児童虐待の防止対策

特に支援を要する子育て家庭の情報や子どもや家庭から発されるSOSを素早くキャッチし、できる限り早期に対応できるよう、子ども家庭センターを中心に地域の関係機関等とのネットワークを強化し、継続的な支援に取り組みます。

主な取組事業

①児童虐待の防止対策

番号	事業名	事業内容	担当課
149	配偶者暴力相談支援センター事業【再掲】	重大な人権問題である、配偶者等からの暴力（DV）被害者に対して、DVによって命や生活の安全を脅かされる状況を解消し、社会の中で自立して生活していくよう、必要な支援を行う。	企画総務課
150	要保護児童対策地域協議会による活動	児童虐待の未然防止及び虐待を受けている子どもに迅速的確に対応するために、関係機関と連携しながら適切な支援を実施する。	子ども家庭センター
151	養育支援訪問事業	子育てに不安や孤立感などを抱える家庭や養育支援が特に必要な家庭に対して、養育能力の向上及び養育環境の改善を目指すために、保育士や助産師による訪問支援を実施する。	子ども家庭センター
152	訪問指導事業【再掲】	母子保健事業を通じて、継続支援が必要とされた家庭に対し、家庭訪問を行い、親子及び家族の生活実態や背景を把握しながら、必要な助言指導とサービスの調整などの支援を行い、乳幼児の健全育成と保護者への育児支援を図る。	子ども家庭センター
153	各健診未受診者把握事業	健診該当期間を過ぎても受診のなかった子どものうち、他市町村・他機関での受診を確認できなかった子どもについて状況把握を行い、必要な家庭について継続支援を行う。	子ども家庭センター

番号	事業名	事業内容	担当課
154	オレンジリボンキャンペーン	オレンジリボン運動を通して子どもの虐待の現状を伝え、多くの方に子ども虐待の問題に関心を持っていただき、市民のネットワークにより、虐待のない社会を築くことを目指し、周知啓発の取組を実施する。	子ども家庭センター
155	児童家庭相談事業 【再掲】	子どもに関する様々な相談に応じ、個々の子どもや家庭に対して効果的な支援を行うことで、子どもの福祉の充実を図るとともにその権利を擁護する。	子ども家庭センター
156	児童虐待防止対策事業	児童虐待の未然防止及び虐待を受けている子どもに迅速かつ的確に対応するために、関係機関と連携を図り、適切な支援を実施する。また、事例検討会、研修会を通し関係機関と相互の意識共有をし、対応スキルの向上を図る。	子ども家庭センター

オレンジリボン・児童虐待防止推進キャンペーン



市庁舎1階市民ホール



保健センター1階エントランス

施策の方向3 ひとり親家庭等への支援

仕事と子育てを一人で担うひとり親家庭等は経済的困窮に加え育児・家事等の負担等の大きさから、時間的にも精神的にも十分なゆとりが確保できず、子育てに困難を抱えやすい傾向にあります。

ひとり親家庭等の抱える様々な課題や個別ニーズに対応するため、当事者に寄り添った多様な支援を進める必要があります。

今後の取組

①ひとり親家庭等への支援

ひとり親家庭等が地域で安心して安定した生活を送ることができ、子どもにとって不利益が生じることのないよう、相談体制の強化や、就労や生活、子育てに関する支援を総合的に提供し、当事者に寄り添った支援を進めます。

主な取組事業

①ひとり親家庭等への支援

番号	事業名	事業内容	担当課
157	ひとり親家庭等からの相談	ひとり親及び寡婦への自立に必要な情報提供及び指導や職業能力の向上、求職活動などに関する支援を行うことにより、ひとり親家庭等の自立を支援する。	こども支援課
158	高等職業訓練促進給付金【再掲】	ひとり親家庭の父又は母であって、一定の要件を満たすものに、看護師などの資格取得のための養成機関で修業する場合、訓練受講期間中の生活費などを支給することにより、ひとり親家庭の生活の負担軽減を図り、資格取得を支援する。	こども支援課
159	自立支援教育訓練給付金【再掲】	ひとり親家庭の父又は母であって、一定の要件を満たすものに、事前相談において指定された職業能力の開発のための講座を受講後、受講料の一部を支給することにより、職業能力の開発を支援し、ひとり親家庭の自立の促進を図る。	こども支援課
160	自立支援プログラム策定	ひとり親家庭の父又は母であって、一定の要件を満たすものに、母子及び父子の状況や求めに応じた自立及び就労を支援するためのプログラムを策定、ハローワークと連携し、就労支援などを行うことにより、ひとり親家庭の福祉の増進を図る。	こども支援課
161	児童扶養手当【再掲】	母子家庭、父子家庭、及び父母のいずれかに一定の障害のある家庭又は父母以外の者が養育している家庭の養育者に手当を支給することにより、ひとり親家庭などの生活の安定と自立の促進及び児童の健全育成を通じて、児童の福祉増進を図る。	こども支援課
162	ひとり親家庭等医療費助成【再掲】	医療費の助成を行うことにより、こども（0歳から18歳到達の年度末または20歳になる前日まで）とひとり親等及び寡婦の保健の向上と福祉の増進、子育て家庭の経済的負担を軽減する。	こども支援課
163	ひとり親家庭等ファミリー・サポート・センター等利用費助成事業	ファミリー・サポート・センター及び緊急サポートセンターの利用費を半額（月上限あり）助成し、ひとり親家庭等の経済的負担の軽減及び仕事と育児の両立を支援する。	こども支援課

施策の方向 4 ヤングケアラーへの支援

令和6年6月の子ども・若者育成支援推進法の一部改正により、「家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められる子ども・若者」として、国・地方公共団体等が各種支援に努めるべき対象にヤングケアラーが明記されました。ヤングケアラーは、年齢や成長の度合いに見合わない重い責任や負担を負うことで、本人の育ちや教育、あるいは交友関係等に影響が出てしまうことが大きな問題となっています。

ヤングケアラーは発見が困難で問題が顕在化しにくいため、関係機関等の連携強化を図り、早期発見・早期対応に取り組むことが重要です。当事者の子どもに寄り添い、その家族への適切な支援を提供できるよう取組を進めます。

今後の取組

①ヤングケアラー支援の普及啓発と理解促進

ヤングケアラーは当事者である子どもや家族に自覚がない場合があることから、ヤングケアラーの抱える困難への理解や問題意識を持てるように、ヤングケアラーに関する正しい知識の周知啓発を図ります。

②ヤングケアラーの早期発見・相談支援の充実

ヤングケアラーの早期発見・早期対応のために、市内の関連機関等と連携して多様な視点からヤングケアラーを発見する必要があります。また、悩みや困難を抱えるヤングケアラーが気軽に相談できる窓口を設けるなど、体制の充実を図ります。

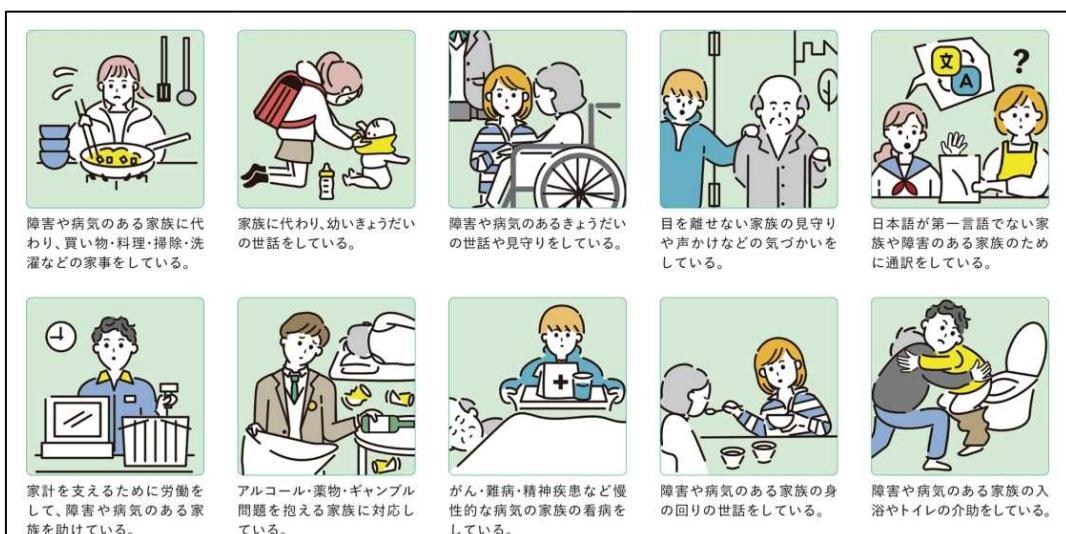
知っていますか？ヤングケアラーのこと

ヤングケアラーの中には、責任や負担の重さにより、日常生活に影響がでてしまう子もいます。一方で、本人に自覚がなくなかなか支援につながりにくいという課題があります。

ヤングケアラーの早期発見・早期支援につなげられるよう、気付きの視点や支援につなぐ際のポイント、関係機関などをまとめた「ヤングケアラー支援マニュアル」を作成しています。



市ホームページ
2次元コード



主な取組事業

①ヤングケアラー支援の普及啓発と理解促進

番号	事業名	事業内容	担当課
164	ヤングケアラー支援マニュアルの運用	ヤングケアラーの早期発見・早期支援につなげるために、ヤングケアラーに関する基本的な内容をまとめた所沢市ヤングケアラー支援マニュアルについて、関係機関への周知啓発を図るとともに、実践的なマニュアルとなるよう適宜見直しを図っていく。	こども政策課
165	要保護児童対策地域協議会による活動【再掲】	児童虐待の未然防止及び虐待を受けている子どもに迅速的確に対応するために、関係機関と連携しながら適切な支援を実施する。	こども家庭センター
166	オレンジリボンキャンペーン【再掲】	オレンジリボン運動を通して子どもの虐待の現状を伝え、多くの方に子ども虐待の問題に関心を持っていただき、市民のネットワークにより、虐待のない社会を築くことを目指し、周知啓発の取組を実施する。	こども家庭センター
167	ケアラー月間の啓発	毎年11月を「ケアラー月間」として、ヤングケアラーの理解促進と啓発の取組を実施する。	こども家庭センター

②ヤングケアラーの早期発見・相談支援の充実

番号	事業名	事業内容	担当課
168	児童家庭相談事業【再掲】	子どもに関する様々な相談に応じ、個々の子どもや家庭に対して効果的な支援を行うことで、子どもの福祉の充実を図るとともにその権利を擁護する。	こども家庭センター
169	児童虐待防止対策事業【再掲】	児童虐待の未然防止及び虐待を受けている子どもに迅速かつ的確に対応するために、関係機関と連携を図り、適切な支援を実施する。また、事例検討会、研修会を通じ関係機関と相互の意識共有をし、対応スキルの向上を図る。	こども家庭センター
170	子育て世帯ホームヘルプ事業【再掲】	家事・子育て等に対して不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を、訪問支援員が訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事等の支援を実施することにより、家庭や養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぐ。	こども家庭センター

番号	事業名	事業内容	担当課
171	民生委員・児童委員及び協議会活動の支援 【再掲】	民生委員・児童委員及び委員が所属する各地区 民生委員・児童委員協議会の活動を支援する。	地域福祉センター

施策の方向5 障害などのある子どもへの支援

特別な支援を必要とする子どもとその家族は、周囲から十分な理解を得られず地域から孤立してしまう恐れがあります。子どもの発達について不安や悩みを抱える子育て家庭を早期発見・早期支援につなげられるよう、関係機関等と連携して見守りを強化し、包括的に子育て家庭を支えます。

また、子どもの成長に応じた当事者に寄り添った支援の充実を図り、障害の有無にかかわらず安心して地域で暮らすことができるまちづくりを進めます。

今後の取組

①配慮の必要なこどもたちへの教育支援の充実

障害のあるまたはその疑いのある子どもや日本語の理解が困難な外国籍の子どもなど、配慮の必要なこどもに対して、一人ひとりのニーズに応じた学びを提供するために、合理的な配慮や教員の確保及び質の向上を進め、地域の特別支援教育の充実を図ります。

②障害児通所支援の充実

発達に何らかの不安や障害のある子どもが日常生活や社会生活を円滑に営むことができるよう、事業を営む団体等への支援の拡充を図ります。

③支援体制の確保

子どもとその家庭の状況に合わせた適切な支援を行うために、関係機関等と連携した切れ目のない支援体制の充実と、アウトリーチ型支援の充実を図ります。

主な取組事業

①配慮の必要なこどもたちへの教育支援の充実

番号	事業名	事業内容	担当課
172	特別支援教育支援員等配置事業	特別支援教育に関する知識や意欲のある人材を公立小・中学校に配置するため、特別支援教育支援員を全小・中学校に配置し、通常の学級に在籍する特別な配慮を必要とする児童生徒への支援を行う。また、心身障害児介助員を特別支援学級などの設置校に配置し、特別支援学級などでの支援を行う。	学校教育課

番号	事業名	事業内容	担当課
173	特別支援教育の充実	<p>特別な教育的支援を必要とするこどもについて、個々の教育的ニーズを把握して支援を行うため、特別支援学級、通級指導教室の計画的設置、特別支援コーディネーターと連携しながら支援体制の整備、特別支援教育支援員及び心身障害児介助員の配置・研修会の実施、面接、電話、訪問などでの教育相談と学校職員への支援を行う。</p> <p>※特別支援学級…知的障害特別支援学級、自閉症・情緒障害特別支援学級、弱視学級、病弱学級（院内学級）難聴特別支援学級</p> <p>※通級指導教室…通常の学級に在籍しながら、障害の特性に合わせた指導を行う教室。（発達・情緒障害、難聴・言語障害）</p>	学校教育課
174	発達障害・情緒障害通級指導教室の充実	発達障害・情緒障害を持つ児童生徒への専門的な支援と整備体制を充実するため、小・中学校に通級指導教室の充実を図り、必要に応じて各学校に指導・助言を行う。	学校教育課
175	特別支援教育専門家チーム委員会の充実	市立小・中学校の要請に応じて、LD、ADHD、高機能自閉症か否かの判断及び教育的対応の助言を学校に対して行うため、小・中学校管理職、心理などの専門家、医師などによって構成された専門家チーム委員会により定期的な委員会の開催を行う。	学校教育課
176	日本語サポーター派遣事業【再掲】	日本語の理解が困難な外国籍または帰国児童生徒に対して、学校生活に適応できるよう、基本的な日本語や生活習慣等を身に付けるための支援を行う、日本語サポーター派遣を行う。	教育センター

②障害児通所支援の充実

番号	事業名	事業内容	担当課
177	障害児通所支援事業	就学前の障害児が日常生活の基本動作の訓練等を行う児童発達支援を受けた場合や、就学後の障害児が放課後等に集団生活訓練等を行う放課後等ディサービスを受けた場合等に、通所支援事業所に対して障害児通所給付費を支給する。	こども福祉課
178	松原学園の運営事業	就学前の障害児が日常生活や社会生活を円滑に営めるよう、日常生活の基本的動作や知識技能の付与、集団生活への適応訓練などを行い、発達・成長を支援する。また、地域の障害児やその家族への相談、地域の支援者への援助・助言などを行う地域支援事業を実施する。	こども福祉課
179	かしの木学園の運営事業	就学前の障害児（主に重症心身障害児）が日常生活や社会生活を円滑に営めるよう、日常生活の基本的動作や知識技能の付与、集団生活への適応訓練などを行い、発達・成長を支援する。また、在園児の保護者の交流を目的とした保護者交流会やきょうだい児のサポートなどの自主事業も行う。	こども福祉課



～ 屋外での様子（松原学園）～



～ 屋内での様子（松原学園）～



～ 吊るし遊具あそび（かしの木学園）～



～ ボールプールあそび（かしの木学園）～

③支援体制の確保

番号	事業名	事業内容	担当課
180	こども支援センター運営事業（発達支援）【再掲】	発達障害に関する早期からの支援によってこどもたちが地域で安心して過ごせるよう、未就学児を対象にした児童福祉法に基づく通所支援をはじめ、地域の関係機関や市民を対象にした研修・啓発などをする地域支援、18歳未満を対象にした相談支援を行う。	こども福祉課
181	発達障害児アウトリーチ支援事業	発達障害の疑われる不登校及びひきこもりの児童に対して、家庭訪問による早期のアプローチ及び療育的支援を実施し、医療機関受診や通所支援等につなげる。	こども福祉課
182	医療的ケア児への支援	日常生活を送る上で医療的なケアと医療機器を必要とするこどもが身近な地域で安心して暮らし、健やかに成長できるよう、こどもと保護者のニーズに応じた様々な支援を行う。	こども福祉課 保育幼稚園課
183	放課後児童健全育成事業【再掲】	保護者が労働などにより戸籍家庭にいない小学校に就学している放課後児童に対し、授業の終了後などに適切な遊びや生活の場を与えて児童の健全育成を図る。	青少年課
184	就学相談事業【再掲】	就学支援委員会及び就学支援相談員が、保護者からの申込みにより、障害のある又はその疑いのある幼児・児童生徒の保護者とともに適切な就学先を検討する。	学校教育課

基本目標4

こども・若者の育成支援

施策の方向1 若者の自立支援

若者が自らの適性等を理解したうえで、希望をもって将来や進路を選択し、様々なことにチャレンジができるよう、就労支援や相談体制の充実を図ります。また、その一方で、将来や人間関係に悩みや不安を抱く人や、ニートや引きこもりの状態にある人もいます。若者の悩みに寄り添い、きめ細かな支援を個別的・専門的に取り組んでいく必要があります。

今後の取組

①就労支援の充実

若者が将来安定した生活基盤を整えられるように、キャリア形成支援や能力訓練等を推進します。また、若者が働くイメージが持てるよう、市内事業者と連携した取組や体験事業を展開します。

②相談体制の充実

困難や生きづらさを抱えている若者が相談できるよう、相談体制の充実を図り、気軽に悩みを相談できる場づくりを進めます。また、周囲が若者の異変に気付き、相談支援につなげられるように様々な媒体を活用して幅広く情報提供に取り組みます。

③困難を抱える若者への支援

悩みや困難を抱えている若者に対して、身近に気軽に相談できる場所を整備し、人とつながることができ、安心できる居場所を提供します。

主な取組事業

①就労支援の充実

番号	事業名	事業内容	担当課
185	就業支援事業	就業希望者の就職支援及び中小企業勤労者等のキャリアアップを目的とした日商 PC 検定対策講座を開催する。	産業振興課
186	就労チャレンジ支援事業	厚生労働省埼玉労働局と若年者を対象とした就労の援助や支援として、就職面接会を実施する。	産業振興課
187	労働セミナー・労働相談等開催事業	労働をめぐる様々なトラブルの解決等を目的として、労働セミナー、労働相談等を実施する。	産業振興課
188	産業人材確保推進事業	学生や大学等に対して、市内の中小企業の優れた技術・サービスをPRするなど、市内事業者の若年人材確保について支援を行う。	産業振興課

②相談体制の充実

番号	事業名	事業内容	担当課
189	SAITAMA 出会いサポートセンター利用支援事業	県が運営する「SAITAMA出会いサポートセンター」に市町村会員として参加することにより、所沢市で暮らし、働き、結婚を希望する人が結ばれ、充実した生活が送れるよう支援する。	企画総務課
190	女性の生き方に関する相談事業【再掲】	男女共同参画社会の実現のために、その障害となる悩みや問題を解決するための援助事業として、電話相談、カウンセリング、何でもできます相談を実施する。	男女共同参画推進センターふらっと
191	子ども・若者支援ガイド【再掲】	こども・若者を対象とした相談窓口の情報をとりまとめた「子ども・若者支援ガイド」の周知・活用などにより、様々な悩みを抱えるこども・若者を相談機関につなげていく。	青少年課
192	思春期こころの健康相談【再掲】	自殺率の高い若年層のうち、精神疾患の発症リスクが増える高校生及びその家族を対象とした精神科医師による相談会を定期的に実施する。	健康管理課
193	スクールカウンセラー・心のふれあい相談員の配置【再掲】	小・中学校にスクールカウンセラーや心のふれあい相談員を配置し、不登校やいじめ問題の未然防止・早期解消を図るため、担任や養護教諭、教育相談担当教員などと連携し、相談活動や家庭訪問などを行う。また、相談活動を通した中学校区内の小・中学校の連携促進、相談室登校の児童生徒に対する、学級復帰に向けた働きかけ、いじめや不登校の未然防止、早期発見、早期対応への支援を行う。	学校教育課
194	健やか輝き支援事業【再掲】	いじめ、非行問題行動、不登校、就学などに関わる相談対応をすることを目的として、学校のニーズに基づいて、個々の児童生徒に応じた支援を行う。	学校教育課
195	教育相談事業【再掲】	教育相談アドバイザーによる学校支援や不登校解消・特別支援教育に係る研修会、面接相談や電話相談、医療相談、教育相談校内研修支援やケースカンファレンス、研究活動などを行う。また、教育支援センター「クウェスト」では、不登校児童生徒が自らの進路を主体的に捉えて、社会的に自立することを目指し、個々に応じた相談・指導などの適切な支援を行う。	教育センター

③困難を抱える若者への支援

番号	事業名	事業内容	担当課
196	民生委員・児童委員及び協議会活動の支援 【再掲】	民生委員・児童委員及び委員が所属する各地区 民生委員・児童委員協議会の活動を支援する。	地域福祉センター
197	精神障害者アウトリーチ支援事業	重篤な精神障害のある方が、住み慣れた地域で生活をしていくために、医療・保健・福祉の各分野の専門職チームが、障害者本人、家族をまるごと支援する「メリデン版訪問家族支援」の手法等を取り入れながら個々に合わせた支援を行う。	健康管理課
198	精神保健事業	精神障害の早期発見、早期治療と治療の継続等、社会復帰に向けた総合的な支援を行う。また精神保健福祉に関する知識の普及啓発を実施する。	健康管理課

施策の方向2 若者の社会参画の促進

新型コロナウイルス感染症の拡大等の影響により交流の場が制限され、若者と地域や人とのつながりの希薄化が懸念されます。若者を取り巻く問題が複雑化・深刻化する中、若者の社会からの孤立を防ぐために、若者の社会参画の促進に取り組む必要があります。

若者が地域で自分らしくいきいきと暮らせるよう、安心できる居場所づくりや、自分の能力や個性を発揮できる活動や社会参画の場づくりを進めます。

今後の取組

①若者の居場所の提供

様々な困難を抱える若者が地域で孤立しないために、地域との交流の場づくりを促進し、安心して過ごすことのできる居場所づくりに取り組みます。

②社会参加の促進

多世代交流の場や地域の行事への若者の参画を促し、若者への体験機会の充実や地域とのつながりの強化を図ります。

主な取組事業

①若者の居場所の提供

番号	事業名	事業内容	担当課
199	音楽のあるまちづくり推進事業【再掲】	あらゆる世代の市民や所沢市を訪れる方々に、音楽を演奏する機会、聞く機会を常に身近なものとして定着させ、豊かな音楽文化が持続的に発展できるよう取り組んでいく。プロ、アマを問わず音楽を通じた交流や音楽環境の活性化を図る。	文化芸術振興課
200	居場所に関する情報提供【再掲】	子ども・若者が地域とつながり、一人ひとりにとっての居場所を持つよう、LINE の「子ども・若者情報チャンネル」を活用し、居場所づくりにつながる情報を配信する。	こども政策課
201	子ども・若者の意見の聴き取り【再掲】	LINE の「子ども・若者情報チャンネル」を活用するなどし、居場所づくりに関する子ども・若者の意見の聴き取りを行い、ニーズ把握に努める。	こども政策課
202	中高生の居場所支援【再掲】	主に中高生世代の子どもが気軽に集まれる場を設置するとともに、子どもに関する情報の広報啓発活動を行う。	青少年課
203	児童館運営事業【再掲】	18歳未満の児童の健全育成を図り、遊びを通じて健康増進及び情操を豊かにすることを目的に安全な居場所を提供する。また、保護者が労働などにより戸籍家庭にいない小学校に就学している放課後児童に対し、授業の終了後などに適切な遊びや生活の場を与えて児童の健全育成を図るとともに、子育て親子の交流の促進や子育てに関する相談などを行う。さらに、中学生・高校生の遊びや活動のための専用時間（中高生タイム）を設定する。	青少年課
204	にぎわいトコロ創出支援事業	人と人、物が巡りあうことのできる地域の特性を生かしたにぎわい拠点（にぎわいトコロ）の創出、活性化に向けた事業を行うものに対し、事業費の一部を補助する。	商業観光課
205	トコろん自習室開設事業【再掲】	子ども・若者に対する学習の機会を提供するため、また、児童・生徒・学生が自由に安心して自主学習に取り組める居場所となることを目的とし、見守りスタッフが常駐する放課後自習室を月・水・金の放課後に設置する。	社会教育課

②社会参加の促進

番号	事業名	事業内容	担当課
206	平和推進事業	戦争の悲惨さと平和の尊さ、命の大切さを若い世代をはじめとした市民に理解してもらうため、公募した学生と平和祈念式典に参加する「広島平和祈念式典参加事業」や、市内小中学校を対象とした被爆体験者による「平和を語る会」、市役所及びまちづくりセンターで原爆のパネル写真を展示する「平和祈念資料展」を行う。	企画総務課
207	国際交流推進事業	市内在住の高校生を海外の姉妹都市に派遣することにより、交流を通して相互理解を深め、広い視野から国際社会を理解できる人材の育成に取り組む。	企画総務課
208	官学連携	市と大学等が様々な分野において相互に協力し、地域社会の発展と人材育成に取り組む。	経営企画課
209	自治会等応援事業 【再掲】	安心して快適に暮らせる地域社会を実現するために、地域で重要な役割を担う自治会等の活動支援や、報奨金の交付を行うとともに、地域住民の自治会等への加入と参加を促進するために、自治会等の活動のPR、転入者への働きかけなどを行う。	地域づくり推進課
210	青少年相談員協議会 補助金【再掲】	青少年の相談相手となり、助言指導を行い、青少年の健全な育成を目的にした活動を実施する青少年相談員協議会に補助金を交付する。レクリエーションやキャンプ活動を通じて、学校や学年を超えた仲間づくりやリーダーを含めた異年齢同士の交流を行う。	青少年課
211	青少年育成所沢市民 会議交付金事業 【再掲】	本市の青少年健全育成に係る中心的役割を担う青少年育成所沢市民会議に対して交付金を交付し、各種スポーツ大会（野球、サッカー、三道、バスケットボール、卓球）の開催やふるさと意識の醸成に資する「所沢郷土かるた」を用いた事業を実施する。	青少年課
212	中心市街地商業活性化事業	市民の交流の場・情報発信の拠点として、各種の展示のほか、中心市街地のイベント開催などにより、中心市街地全体の活性化を目指す。イベント開催時には、近隣学校の学生ボランティアが参加することにより、イベントの充実及び若者の社会参加を促す。	商業観光課

番号	事業名	事業内容	担当課
213	明るい選挙啓発事業	若者を含めた有権者が政治や選挙に関心を持ち、自らが進んで投票に参加して選挙が適正に行われるよう、選挙管理委員会と所沢市明るい選挙推進協議会が協力しながら啓発活動に取り組む。	選挙管理委員会事務局
214	二十歳のつどい開催事業	二十歳の節目を迎えた青年の門出を祝福する式典等を各地区で開催するため、市内 11 地区それぞれで組織される実行委員会に交付金を交付する。青年に地域への愛着を抱いてもらえるよう、身近なまちづくりセンターを中心とした会場で、各特色を活かしたつどいを実施する。	社会教育課
215	「トコろん のびのび塾」算数基礎学力向上プロジェクト事業【再掲】	教育センター等を会場に、地域の教育力を活用した学習の機会を設けることで算数の基礎学力向上を図り、学習意欲の向上及び中1 ギャップ解消の一助とする。また、学生ボランティアにサポーターを担ってもらうことで、こども・若者の社会参加も促す。	学校教育課